

第二期

中間市子ども・子育て支援事業計画



～地域の和による 子育てを支えるまち なかま～

令和2年3月

中 間 市

はじめに

近年の急速な少子化高齢化の進行による家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、就労の多様など、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、国は平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

さらに令和元年 10 月には消費税増収分を活用する幼児教育・保育の無償化が実施され、保育料が無料になるなどの制度改正により、子ども・子育て支援の環境も常に変化を続けています。

本市はこれまで、平成 27 年 3 月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援の充実に取り組んでまいりましたが計画期間が満了することから、あらためて本市の子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、令和 2 年 4 月から 5 か年計画の「第二期中間市子ども・子育て支援事業期計画」を策定しました。

この計画では基本理念を「地域の輪による 子育て・子育てを支えるまち なかま」とし、家庭や地域、学校、企業、行政が一体となった取り組みを推進します。

本計画を通じ、より多くの皆さまに、本市の子ども・子育て支援についての理解と関心を深めていただくため、情報を全力で発信してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、中間市子ども・子育て会議委員の皆様、ニーズ調査にご協力をいただきました保護者の皆様、また、貴重なご意見、ご提案をいただいた方々に対し、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

中間市長 福田健次



目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
	1. 計画策定の背景	1
	2. 法的根拠・計画の位置づけ	2
	3. 他の計画との関係	2
	4. 計画の期間	3
	5. 計画の策定体制と方法	3
第 2 章	子どもを取り巻く環境の変化	4
	1. 人口統計等からみた課題	4
	2. ニーズ調査結果からみた課題	1 3
	3. 教育・保育施設及び 地域子ども・子育て支援事業の現状	2 2
第 3 章	計画の基本的な考え方	2 8
	1. 基本理念	2 8
	2. 計画の基本的視点	2 8
	3. 基本目標	3 1
	4. 施策の体系	3 2
第 4 章	施策の展開	3 3
	基本目標 1 子どもが感性豊かに健やかに 育つことができるまちづくり	3 3
	基本目標 2 安心とゆとりをもって子どもを生み育てる ことができるまちづくり	4 1
	基本目標 3 地域全体で子育てを支える ことができるまちづくり	4 8
	基本目標 4 心身ともに健全な次代の親を育む ことができるまちづくり	5 2

第5章	事業計画	55
	1. 教育・保育提供区域の設定	55
	2. 幼児期の学校教育・保育に係る 見込みと確保の方策	56
	3. 地域子ども・子育て支援事業の 見込みと確保の方策	60
	4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供、推進体制の確保	74
	5. 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	74
	6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する福岡県が行う施策との連携	74
	7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が 図られるために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携	75
第6章	計画の達成状況の点検及び評価	76
資料編		
	ニーズ調査項目	77

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 少子化等の進行と国の動き

近年、仕事と家庭の両立問題、大都市への人口流出による地域の活力の低下といった多様な問題を抱える中、出生率の低下や若者の未婚率の上昇が要因となり急速に少子化が進行しています。さらに、核家族化の進展や地域の繋がり希薄化、女性の就業率の向上など、社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちや子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、仕事と家庭の両立の困難さ、子育て世帯の孤立化、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加している状況です。

これらの課題に対し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、平成6年（1994年）に「エンゼルプラン」、平成11年（1999年）には「新エンゼルプラン」を策定しました。また、平成15年（2003年）には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

その後、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、都市部での深刻な待機児童問題、仕事と子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これら三法と同時に成立した「社会保障制度改革推進法」により子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」や、多子世帯への支援、産後ケアの強化を進めていくために、「次世代育成支援対策法」の有効期限をさらに十年間延長され、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置といった、次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」の策定や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるとともに、幼児教育・保育の無償化の実施のために、「子ども・子育て支援法」の改正が行われ、市町村は子ども・子育て支援事業計画の見直しが必要となりました。

(2) 中間市における取り組み

中間市では、平成 17 年（2005 年）に「中間市次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成 22 年（2010 年）に「中間市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「地域の和による 子育てを支えるまち なかま」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるまちを目指して、子育て支援を行ってきました。

子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年を計画期間とした「中間市次世代育成支援行動計画」を包含させた「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく取り組みを総合的に推進してきました。

このたび策定する「中間市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」は、市内の子育て世帯の実態を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策を定めるとともに、ひとり親家庭等施策、母子保健施策、児童虐待防止対策、障がい児施策などを定めたものです。今後、この計画に基づき住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり、子ども・子育て環境の整備及び質の確保を積極的に進めていきます。

2. 法的根拠・計画の位置づけ

この計画は、前計画の基本理念や施策等を取り込みつつ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を含む計画として策定します。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく計画と一体的に策定します。

3. 他の計画との関係

この計画における他の計画との関係については、国の「行動計画策定指針」や「中間市市民協働のまちづくり基本方針」を踏まえ、本市の計画「中間市第 4 次総合計画」が掲げた将来像「元気な風がふくまち なかま」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「中間市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
次世代育成支援行動計画 (H22～H26)					子ども・子育て 支援事業計画（第1期）					子ども・子育て 支援事業計画（第2期）				

5. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、「中間市子ども・子育て支援事業計画」の策定に資することを目的として、就学前児童及び小学校児童をもつ世帯を対象に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

第2章 子どもを取り巻く環境の変化

1. 人口統計等からみた課題

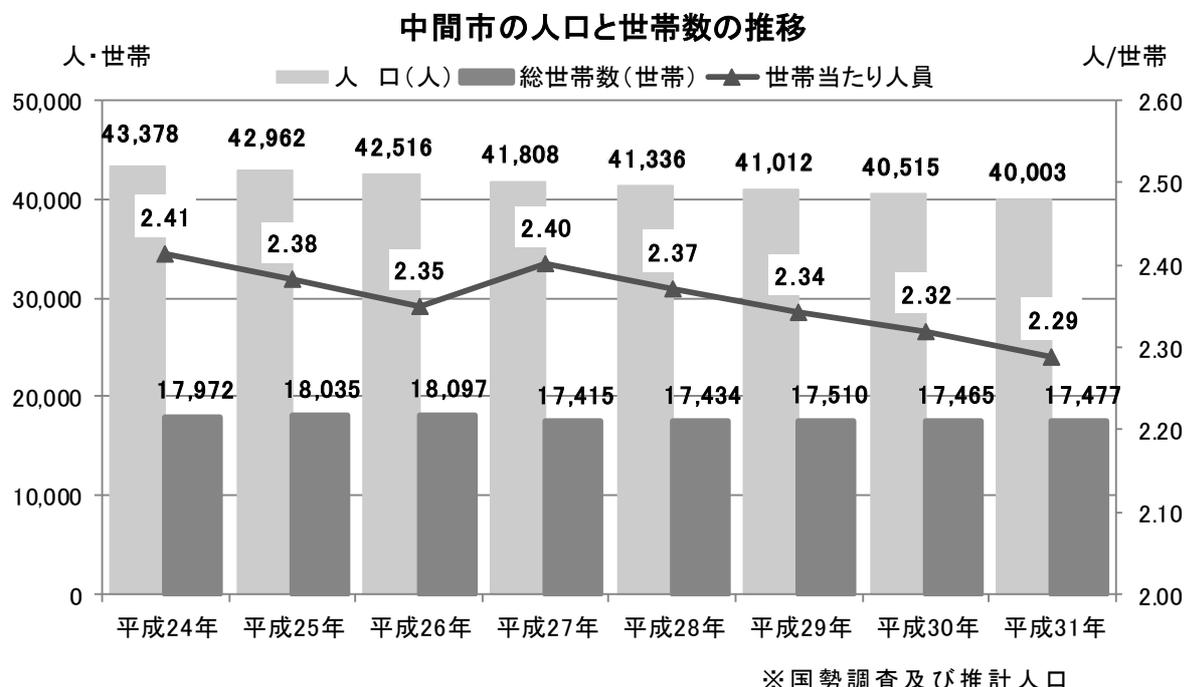
(1) 人口及び世帯構成の変化

本市の総人口は、平成24年の43,378人から平成31年には40,003人となり、3,375人減少しています。総世帯数をみると、平成24年の17,972世帯から平成26年には18,097世帯に増加しましたが、平成31年には17,477世帯に減少しています。世帯当たりの人員は、平成24年の2.41人から減少傾向が続き、平成27年に2.40人に増加しましたが、平成31年には2.29人となっています。

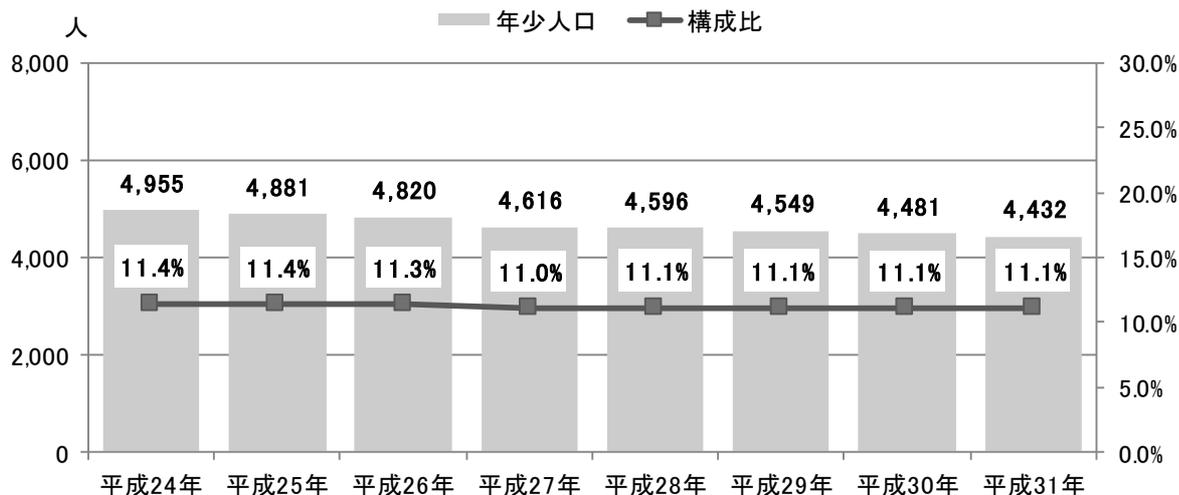
年少人口（0～14歳）は、平成24年の4,955人から平成31年は4,432人となり、523人減少。総人口に対する年少人口の構成比は、平成24年11.4%、平成31年は11.1%と11%台で推移しており、人口減少及び年少人口の減少傾向が認められます。

施設等の世帯を除く一般世帯数も増加傾向にあります。平成2年と平成27年を比較すると16,104世帯から17,389世帯となり、1,285世帯増加しました。一般世帯数の中での構成比をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯が減少傾向で、女親と子どもの世帯が増加しています。

6歳未満の子どもがいる一般世帯については、平成2年から平成27年の25年間で、その数は減少し、一般世帯全体に占める割合も減少しています。



中間市の年少人口の推移



※国勢調査及び推計人口

世帯構成の推移

単位: 世帯、構成比%

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯 (計)	核家族世帯					その他の 親族世帯		
			核家族 (計)	夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども			
平成2年	16,104	13,912	11,498	3,445	6,553	224	1,276	2,414	23	2,169
	%	86.4%	71.4%	21.4%	40.7%	1.4%	7.9%	15.0%	0.1%	13.5%
平成7年	16,913	14,221	11,895	3,856	6,352	249	1,438	2,326	38	2,654
	%	84.1%	70.3%	22.8%	37.6%	1.5%	8.5%	13.8%	0.2%	15.7%
平成12年	17,560	14,132	12,027	4,270	5,870	243	1,644	2,105	65	3,363
	%	80.5%	68.5%	24.3%	33.4%	1.4%	9.4%	12.0%	0.4%	19.2%
平成17年	17,864	13,781	11,740	4,379	5,234	272	1,855	2,041	99	3,984
	%	77.1%	65.7%	24.5%	29.3%	1.5%	10.4%	11.4%	0.6%	22.3%
平成22年	17,778	12,963	11,078	4,331	4,677	277	1,793	1,885	165	4,645
	%	72.9%	62.3%	24.4%	26.3%	1.6%	10.1%	10.6%	0.9%	26.1%
平成27年	17,389	12,239	10,638	4,268	4,206	276	1,888	1,601	117	5,029
	%	70.4%	61.2%	24.5%	24.2%	1.6%	10.9%	9.2%	0.7%	28.9%

6歳未満・18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯の推移

単位: 世帯、構成比%

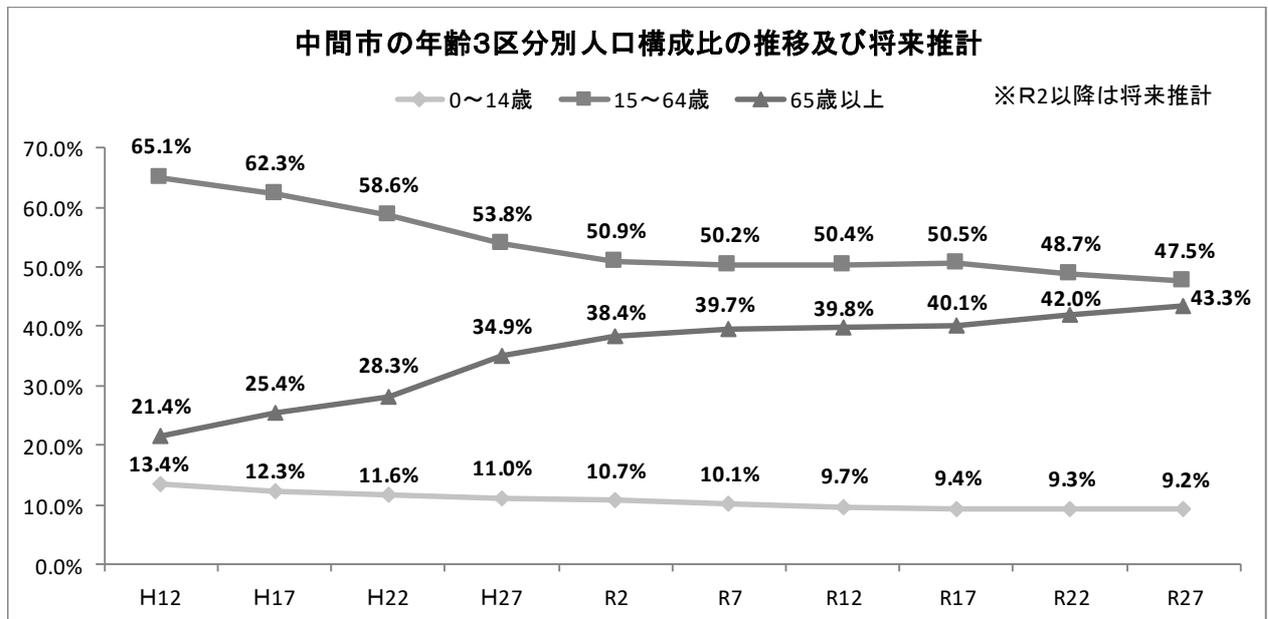
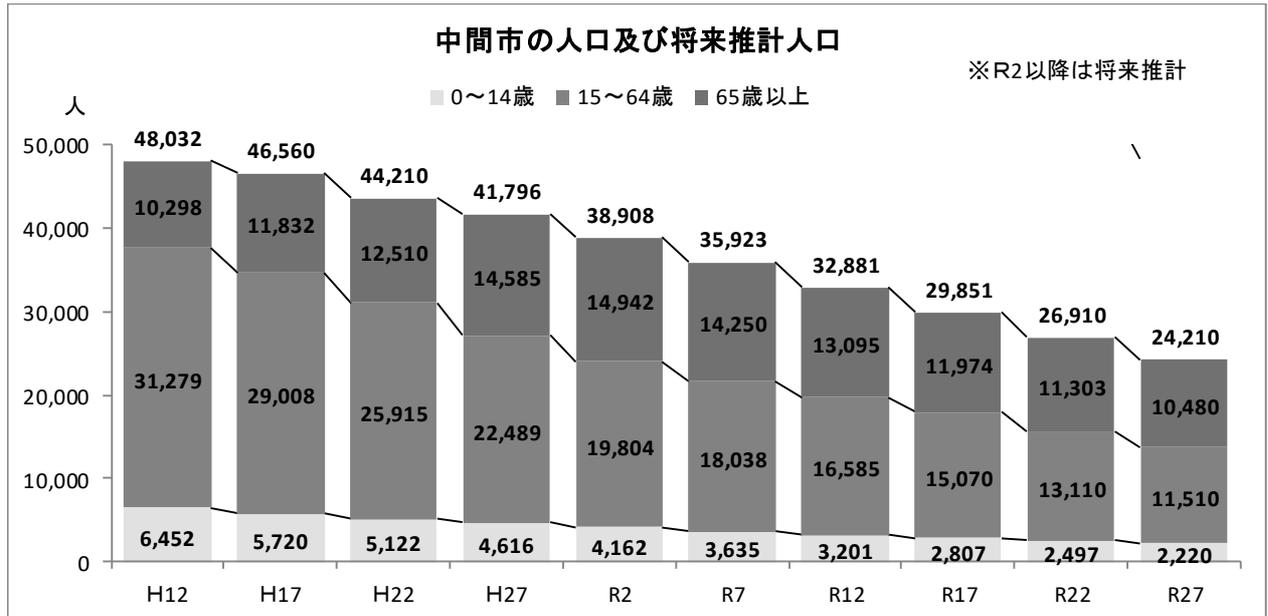
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯①	16,104	16,913	17,560	17,864	17,778	17,389
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯②	2,010	1,792	1,684	1,572	1,436	1,250
構成比 ②/①	12.5%	10.6%	9.6%	8.8%	8.1%	7.2%
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯③	6,177	5,302	4,677	4,102	3,629	3,205
構成比 ③/①	38.4%	31.3%	26.6%	23.0%	20.4%	18.4%

※国勢調査

(2) 将来推計人口

国勢調査及び「国立社会保障・人口問題研究所」(平成30年推計)の将来推計人口によると、本市の総人口は将来的にも減少を続け、10年後の令和12年には32,881人になると見込まれています。

年少人口についても、令和2年の4,162人から10年後の令和12年には3,201人になると見込まれています。

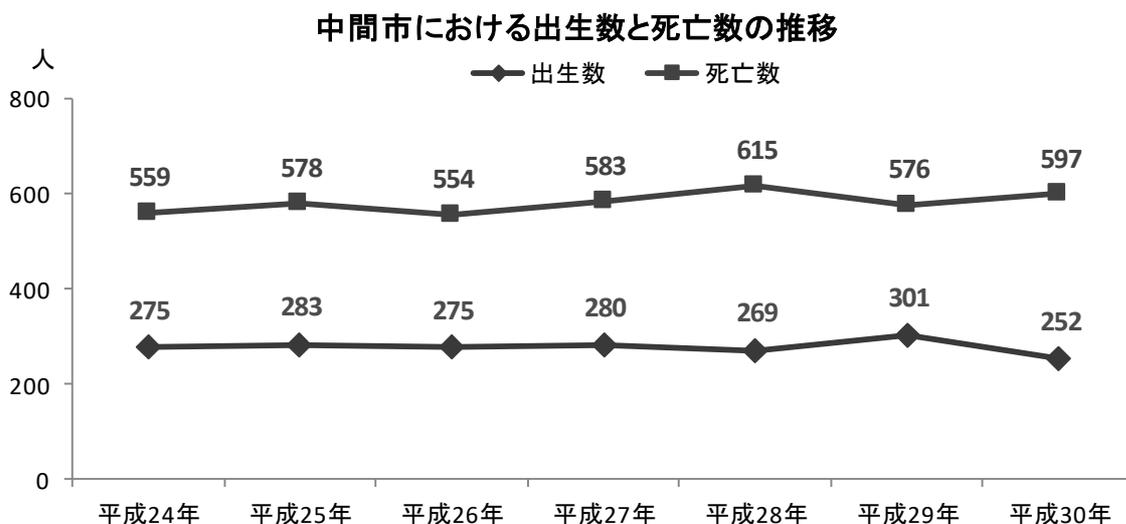


※国勢調査及び「国立社会保障・人口問題研究所」(平成30年推計)

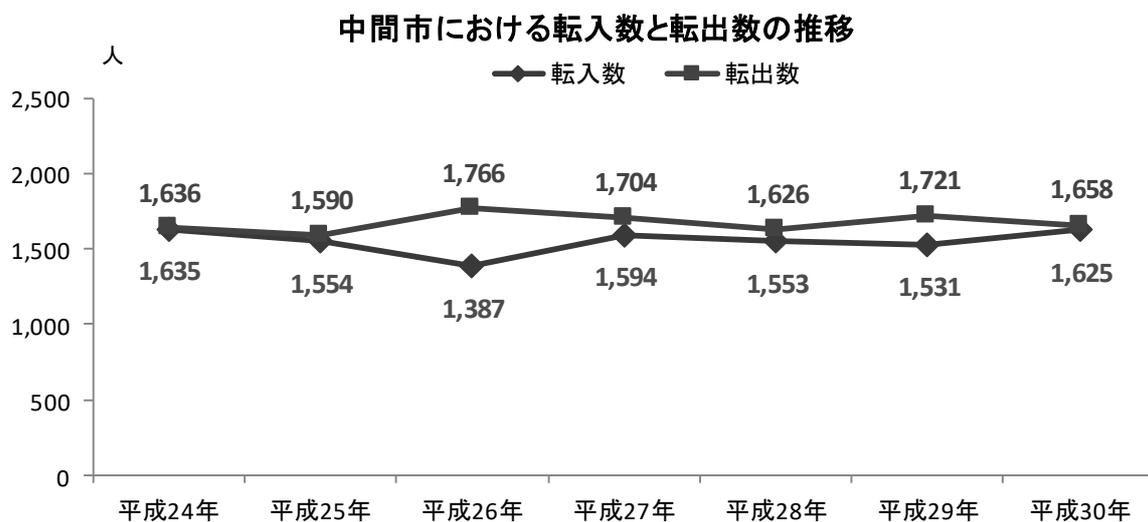
(3) 人口減少の背景

本市の総人口は、平成24年の43,378人から平成31年には40,003人となり、3,375人減少しています。その内訳となる出生と死亡による自然の増減をみると、平成24年から30年のいずれの年も出生数を死亡数が上回っており、総人口は自然減の状況が続いています。また、出生数は平成29年が301人で平成24年以降最も多くなっていますが、平成30年は252人に減少しています。

社会的な人口の増減をみると、平成24年から30年のいずれの年も転出数が転入数を上回る転出超過となっており、社会減の状況が続いています。



※庁内資料（統計なかま）



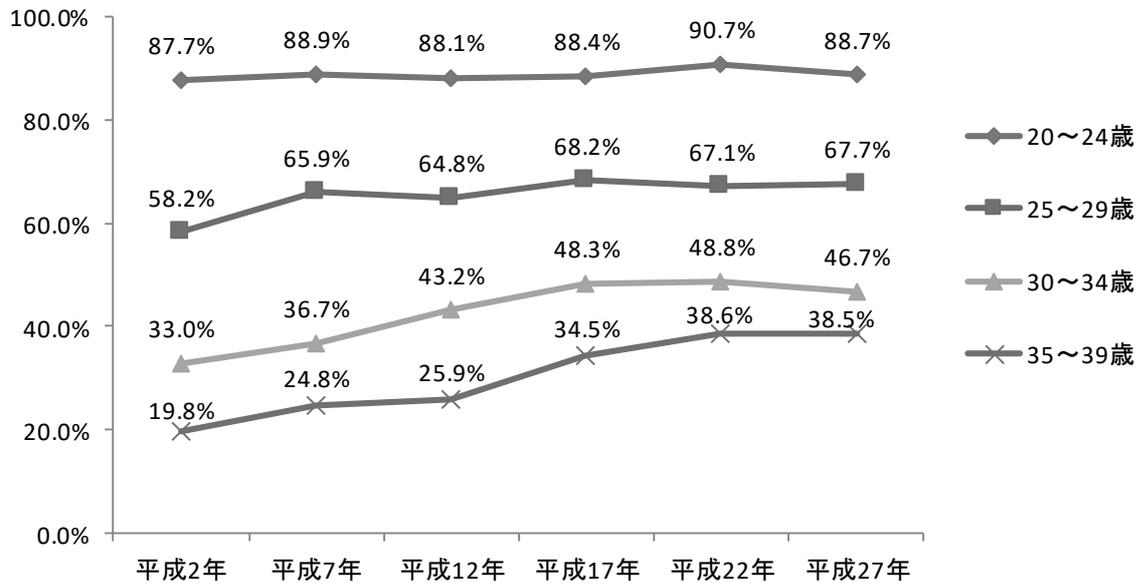
※庁内資料（統計なかま）

(4) 未婚化・晩婚化の進行

本市では、子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、平成12年及び17年以降高止まり傾向にあります。また、女性よりも男性の未婚率が、どの年齢階層においても高くなっています。

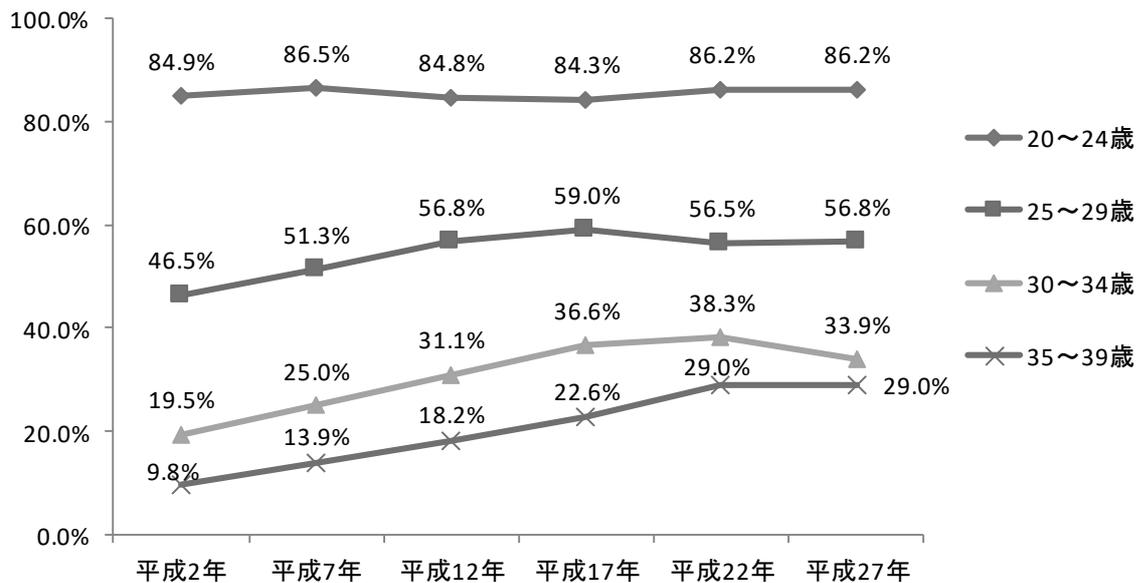
女性についてしてみると、平成2年の35～39歳の未婚率が9.8%であったものが、平成27年には29.0%となっています。同じ年齢階層で男性についてしてみると、平成22年では19.8%であったものが、平成27年には38.5%となっています。

中間市における男性の未婚率の推移



※国勢調査

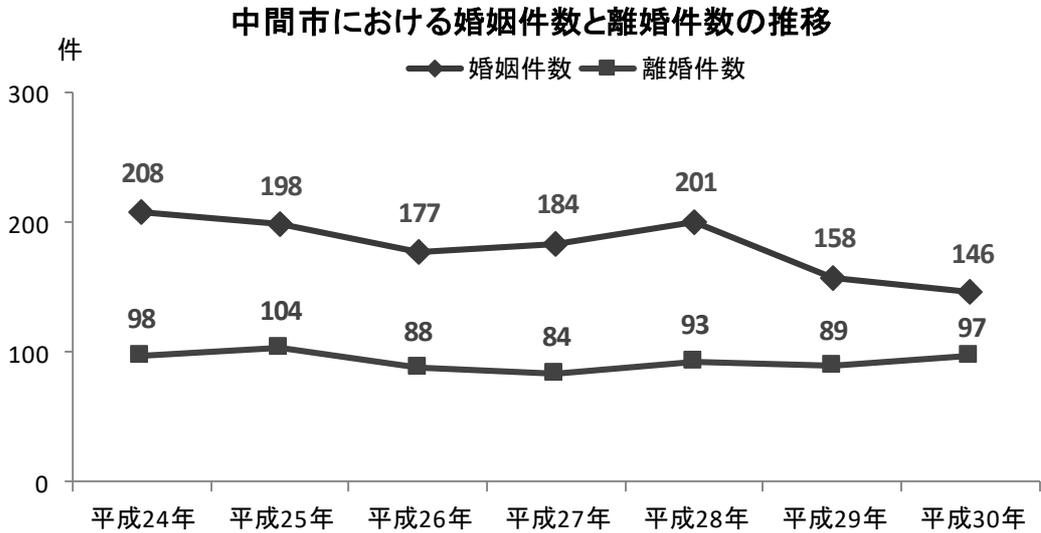
中間市における女性の未婚率の推移



※国勢調査

(5) 婚姻件数と離婚件数の推移

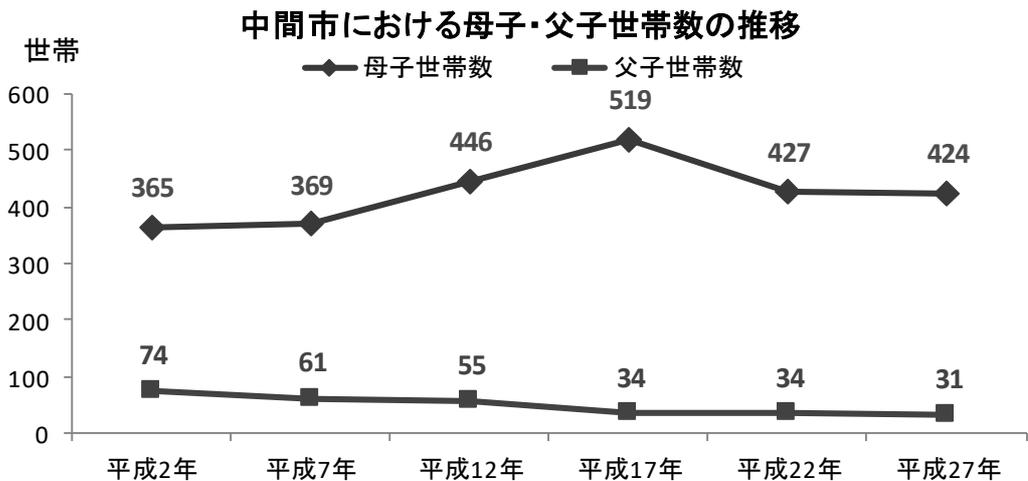
本市の婚姻件数の推移をみると、平成28年は201件と前年を上回りましたが、その後、平成29年158件、平成30年146件と減少傾向となっています。離婚件数の推移をみると、平成26年の104件を除き、80～90件台で推移しています。



※庁内資料（統計なかま）

(6) 母子・父子世帯数の推移

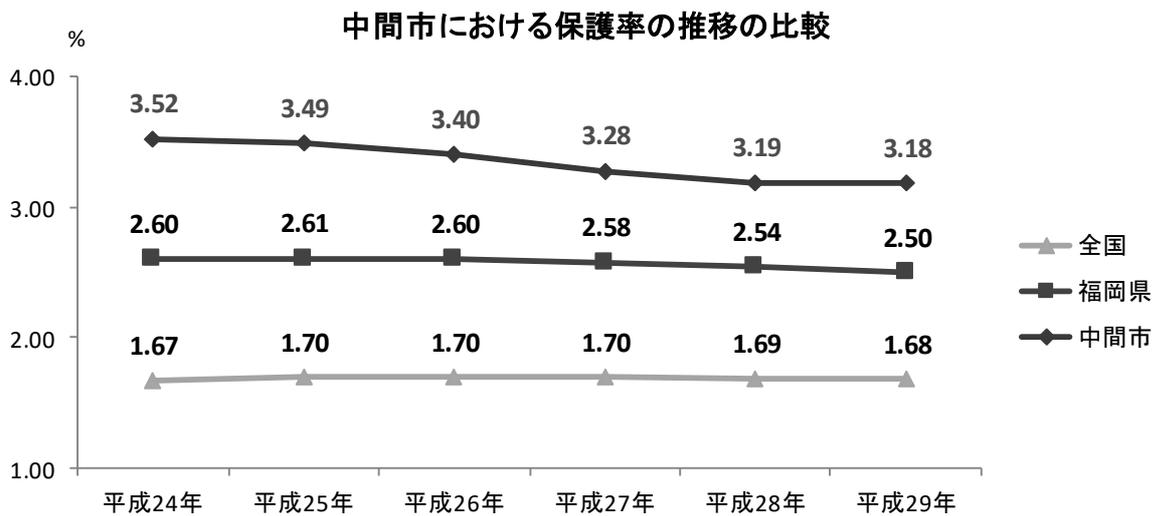
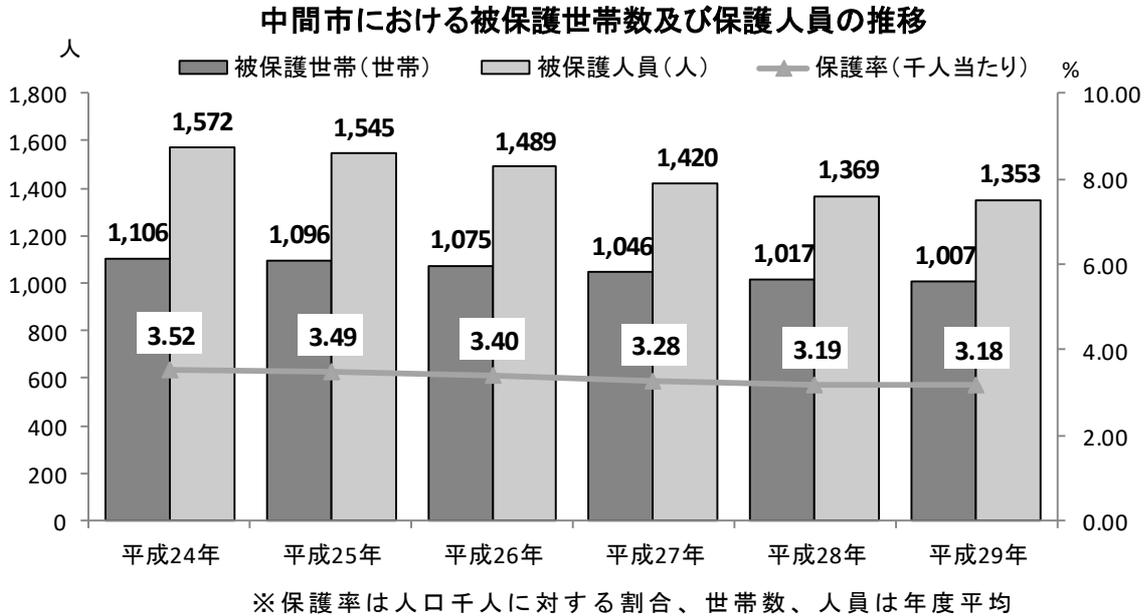
本市の母子世帯数の推移をみると、平成7年から増加傾向となり、平成17年に519世帯となりましたが、その後の平成22年と27年は420世帯で推移しています。父子世帯は平成2年の74世帯から減少傾向が続き、平成27年は31世帯となっています。



※国勢調査

(7) 被保護世帯数等の推移

本市内の被保護世帯数、被保護人員のいずれも緩やかな減少傾向を示しています。人口千人当たりの保護率を県や全国と比較すると高い水準にあります。



※県・全国保護率は被保護者調査

(8) 女性の就労状況

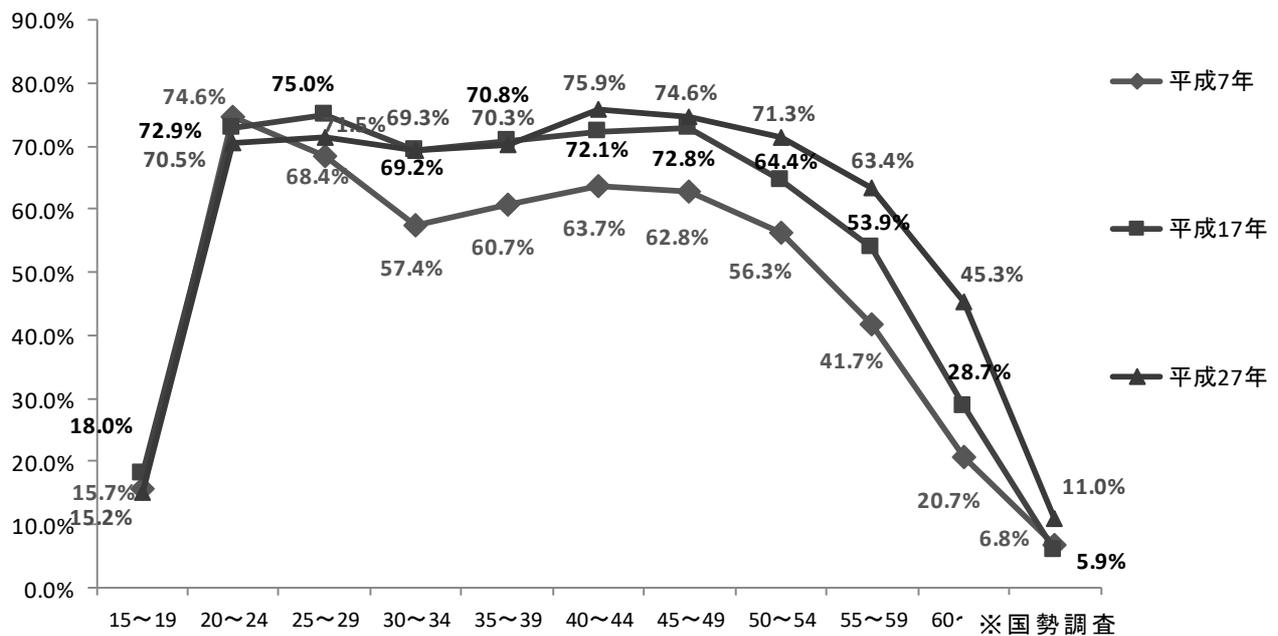
核家族化の進展や地域の繋がり希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境をみると、生産年齢人口の減少による構造的な人手不足が大きな課題となっている中、共働き家庭が増加し続けている一方で、若年者や女性での非正規雇用の割合が依然として高い水準で推移しています。

本市の女性の年齢階層別就業率について、平成7年をみると、25～29歳から30～34歳まで就業率がいったん低下し、その後上昇に転じている状況が確認できます。これは、出産を契機に就労からいったん離れ、子育てに専念した後、就労に復帰している状況を示しており、女性の就業率はいわゆるM字カーブを描くことが知られてきました。

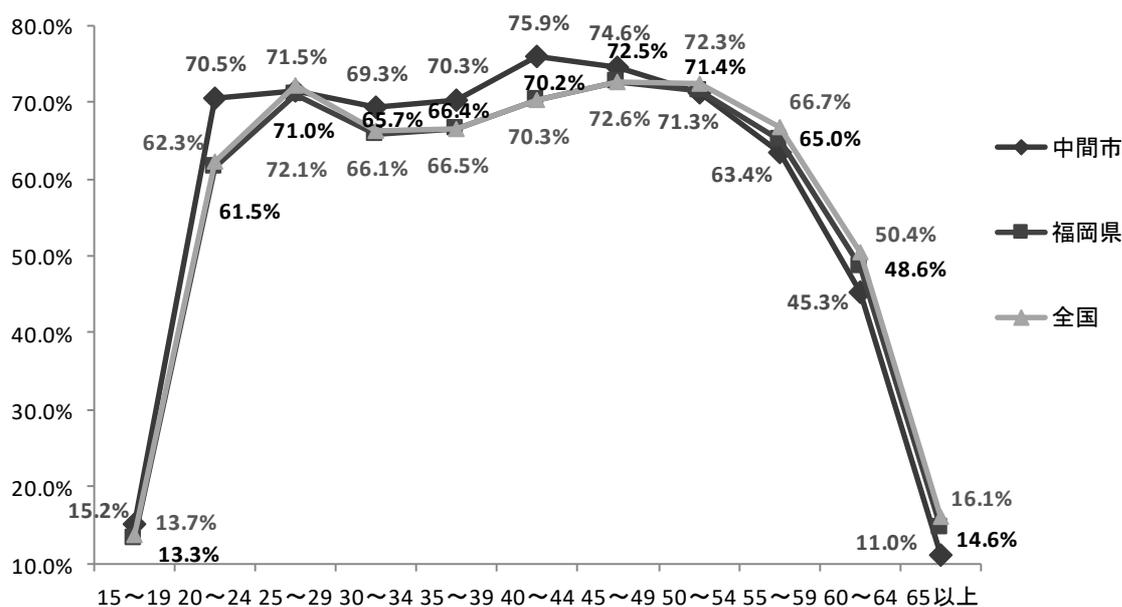
しかし、平成27年の就業率をみると、M字カーブは認められず結婚・出産期に当たる年代の就業率が10年間で大きく増加していることがわかります。

また本市の女性の就業率（平成27年）をみると、30～49歳の各年齢層は全国と比較して高くなっています。

中間市における女性の年齢階層別労働力率の比較



中間市における女性の年齢階級別労働力率の比較(平成27年)



※平成27年国勢調査

(9) 人口統計等からみた子ども・子育ての課題

本市の総人口は、平成24年の43,378人から平成31年には40,003人となり、3,375人減少しています。その内訳となる出生と死亡による自然の増減をみると、平成24年から30年のいずれの年も出生数を死亡数が上回っており、総人口は自然減の状況が続いています。また、社会的な人口の増減をみると、平成24年から30年のいずれの年も転出数が転入数を上回る転出超過となっており、社会減の状況が続いています。

出生率低下の要因の一つとしては、子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、平成12年以降高止まり傾向にあることが挙げられ、今後は未婚化・晩婚化の進行を抑えていく取り組みがさらに必要であることが示唆されています。

施設等の世帯を除く一般世帯数は増加傾向にありますが、その内訳をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯が減少傾向で、女親と子どもの世帯が増加しています。

本市の女性の年齢階層別就業率をみると、平成7年では25～29歳から30～34歳まで就業率がいったん低下し、その後上昇に転じている状況が確認できます。これは、出産を契機に就労からいったん離れ、子育てに専念した後、就労に復帰している状況を示していました。しかし、平成27年の就業率をみると、M字カーブは認められず結婚・出産期に当たる年代の就業率が10年間で大きく増加していることがわかります。

このことは、生産年齢人口の減少による構造的な人手不足が大きな課題となっている中、本市でも共働き家庭が増加し続けていることを示しています。

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている中で、子育て世代の就業率が増加し、いわゆる専業主婦が減少していることが、この5～10年の最も大きな変化であり、子育てに対するニーズも変化してきていると言えます。

2. ニーズ調査結果からみた課題

<調査の概要>

子育て支援を計画的に進めるための「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の皆様の子育ての実態やご要望・ご意見などを把握する目的で、「中間市子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査地域 中間市全域

② 調査対象

- ・ 中間市在住の就学前児童の保護者 1,000 人
- ・ 中間市在住の小学生児童の保護者 1,000 人

③ 調査方法 郵送による配布・回収

④ 調査期間 令和元年 11 月 21 日～12 月 6 日

⑤ 有効回収数と回収率

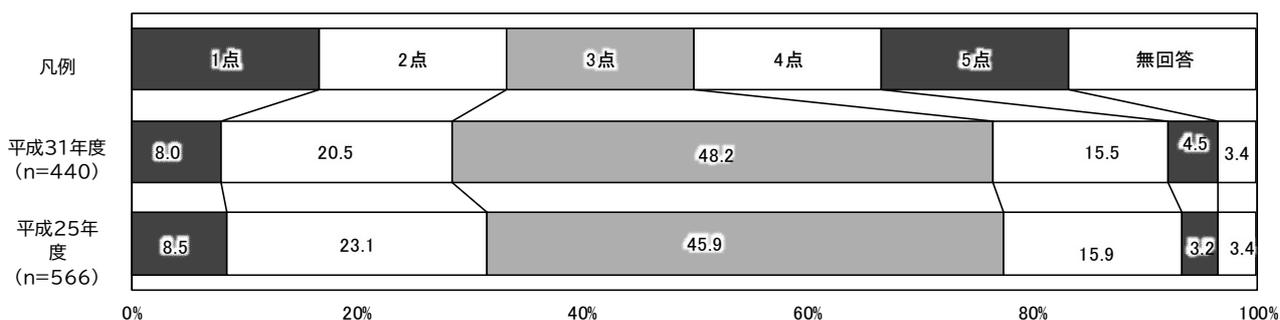
- ・ 就学前児童の保護者 440 件（有効回収率 44.0%）
- ・ 小学生児童の保護者 447 件（有効回収率 44.7%）

（1）子育て環境や支援に対する満足度

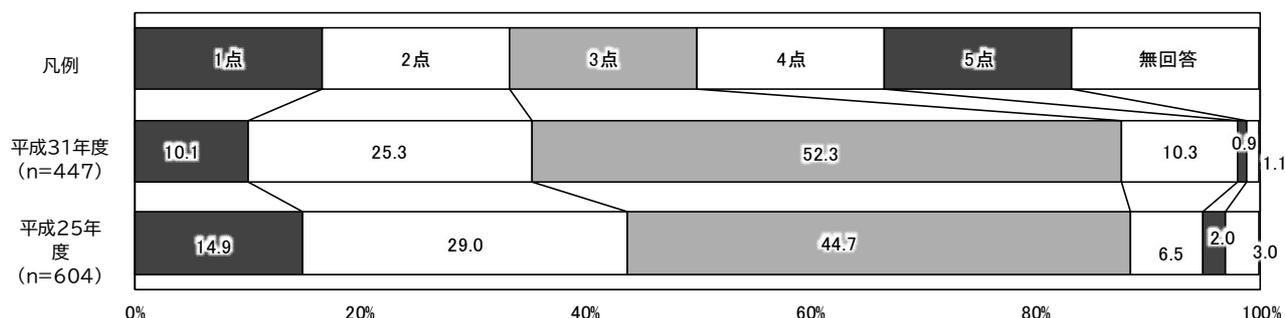
「中間市子ども・子育てに関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の子育て環境や支援に対する満足度を 5 段階でたずねた結果をみると、就学前児童の保護者では「3 点（どちらともいえない）」が 48.2%で最も高く、次いで「2 点（やや不満）」の 20.5%、「4 点（やや満足）」の 15.5%となっています。平成 25 年度調査の結果と比較すると、「3 点（どちらともいえない）」が 2.3 ポイント、「5 点（満足）」が 1.3 ポイント増加しています。

小学生児童の保護者では「3 点（どちらともいえない）」が 52.3%で最も高く、次いで「2 点（やや不満）」の 25.3%、「4 点（やや満足）」の 10.3%となっています。平成 25 年度調査の結果と比較すると、「3 点（どちらともいえない）」が 7.6 ポイント、「4 点（やや満足）」が 3.8 ポイント増加しています。

【就学前児童の保護者】



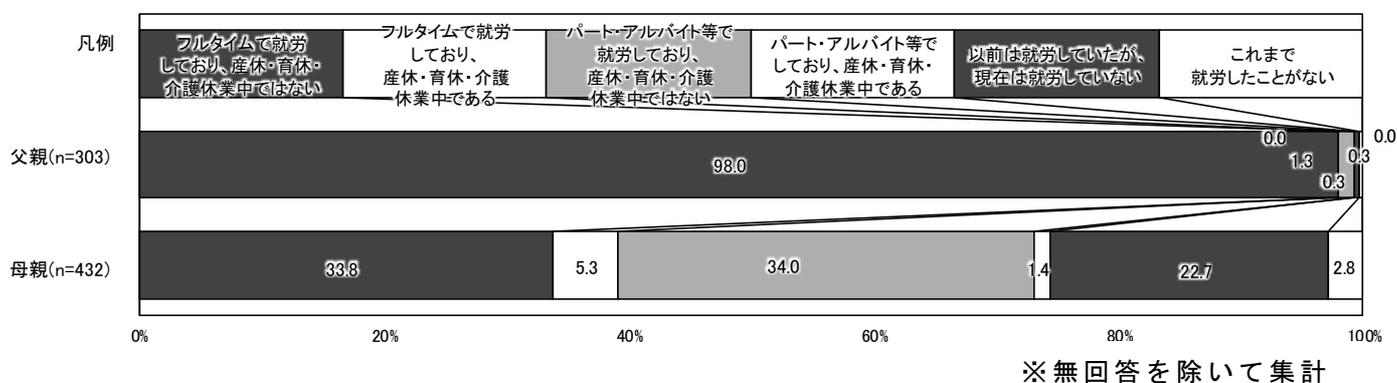
【小学生児童の保護者】



(2) 保護者の就労状況とサービスの利用状況

① 就学前児童保護者の就労状況

就学前児童の保護者を対象とした「ニーズ調査」の結果によると、父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人の割合が98.0%を占めています。一方、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.0%で最も高く、これと近い割合の33.8%で「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が続いており、母親で就労している人の割合の合計は74.5%と、4人のうちの3人の母親が何らかのかたちで就労していることがわかります。

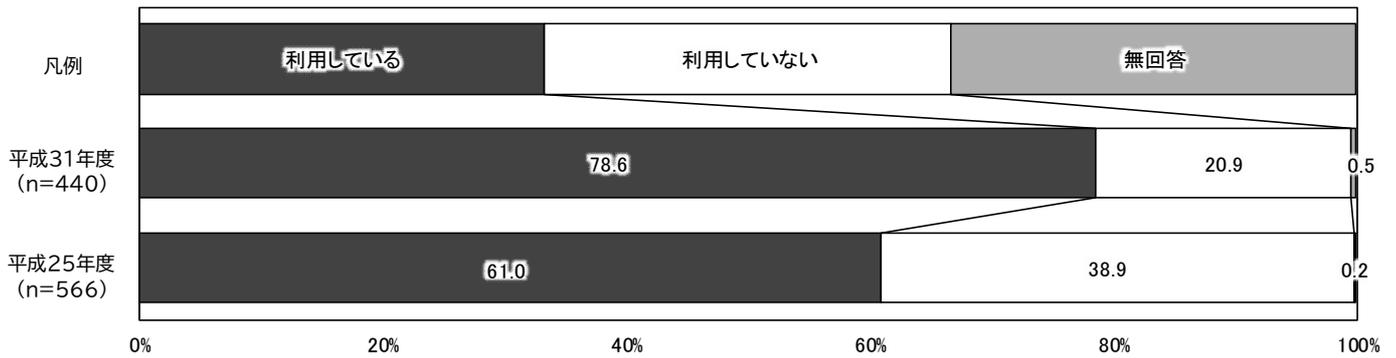


② 就学前児童のサービス利用状況

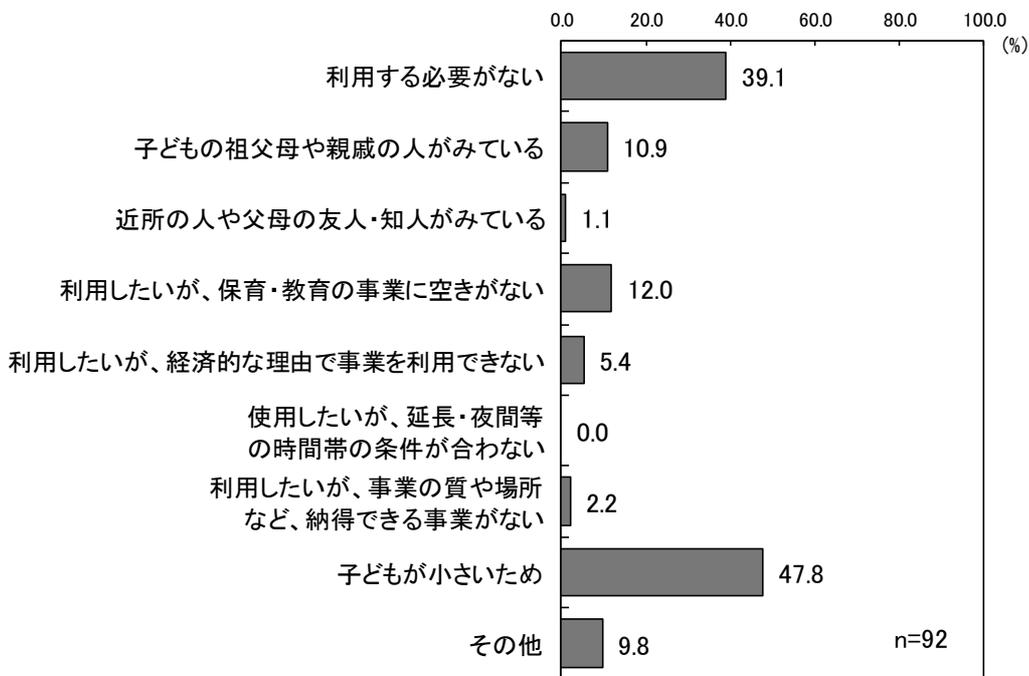
平成25年と比べ「利用している」人の割合が平成25年と比べ17.6ポイント増加しており、この6年間で日常的な幼稚園や保育園等に対する需要が大きく増加したことがうかがえます。

「利用している」人の割合は増加していますが、「利用していない」人が20.9%います。その利用していない理由をみると、「子どもが小さいため」が最も高く47.8%で、次いで「利用する必要がない」の39.1%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」の12.0%となっているほか、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が5.4%となっており、利用したくても利用できない人たちへの対応が求められています。

【日常的な幼稚園・保育園等のサービス利用状況】

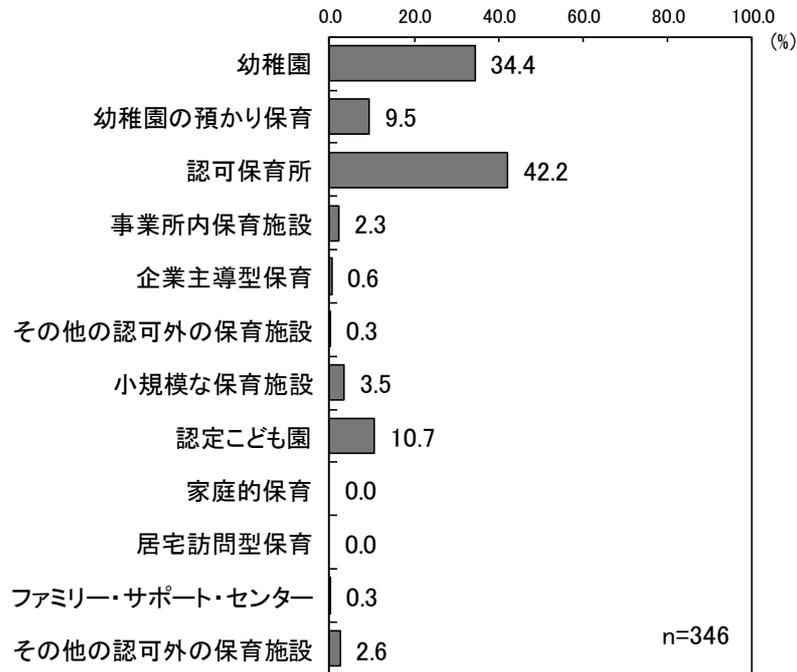


【日常的な幼稚園・保育園等のサービスを利用していない理由】

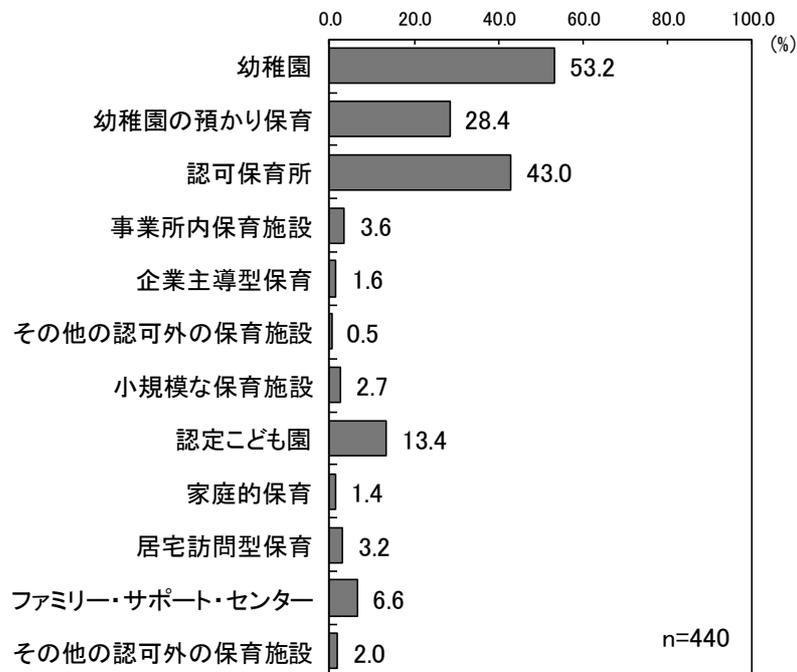


また、(a)現状のサービスの利用状況と(b)今後の利用意向との差が大きいサービスは、「幼稚園」(b-a=18.8ポイント)、「幼稚園の預かり保育」(b-a=18.9ポイント)、「ファミリー・サポート・センター」(b-a=6.3ポイント)となっています。

【平日の幼稚園・保育園等のサービス利用状況】



【平日の幼稚園・保育園等の今後のサービス利用意向】

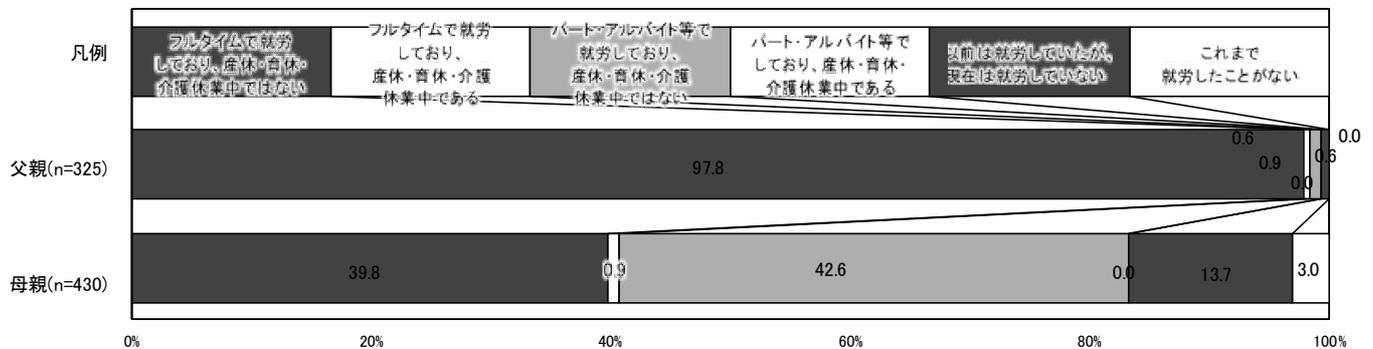


③ 小学生児童保護者の就労状況とサービス等の利用希望

小学生児童の保護者を対象とした「ニーズ調査」の結果によると、父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人の割合が97.8%を占めています。一方、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.6%で最も高く、これと近い割合の39.8%で「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が続いており、母親で就労している人の割合の合計は83.3%となっています。就労している母親の割合は就学前児童の母親の割合を8.8ポイント上回っています。

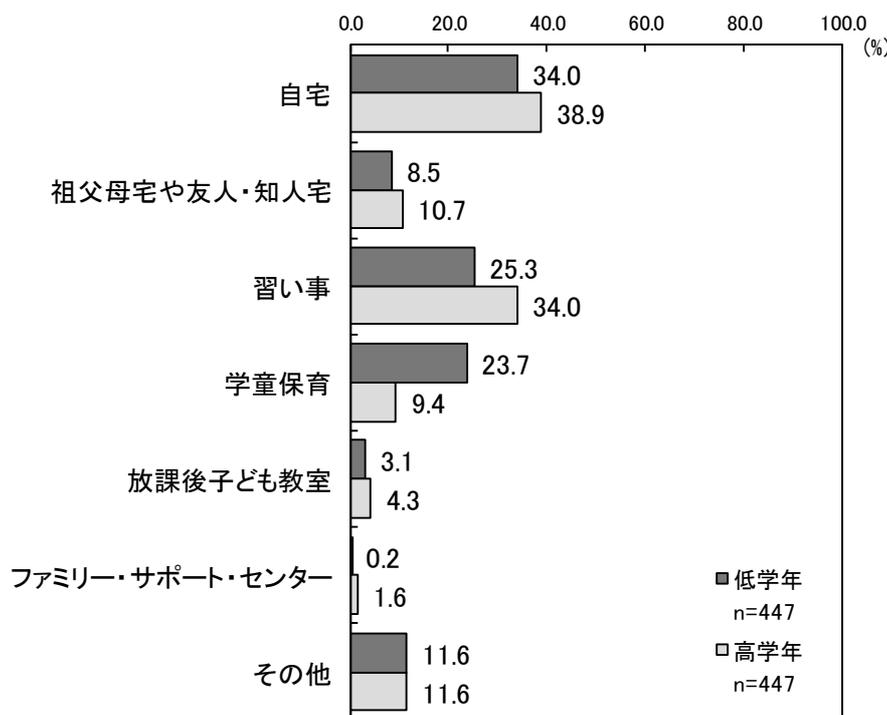
平日の小学校終了後の過ごさせたい場所としては、低学年、高学年のいずれも「自宅」と「習い事」の割合が高くなっていますが、低学年では「学童保育」を希望する人が23.7%と4人に1人が希望している状況となっています。

【小学生児童保護者の就労状況】



※無回答を除いて集計

【平日の小学校終了後の過ごさせ方（希望）】

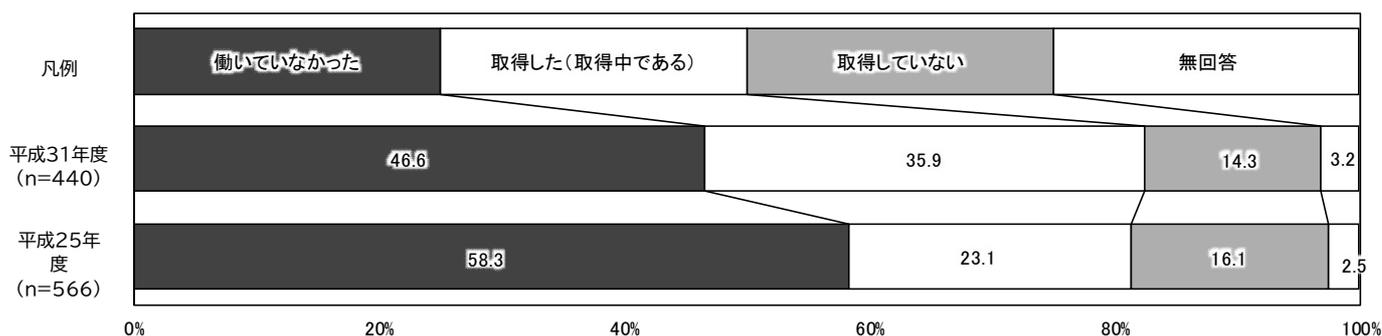


(3) 育児休業の取得状況

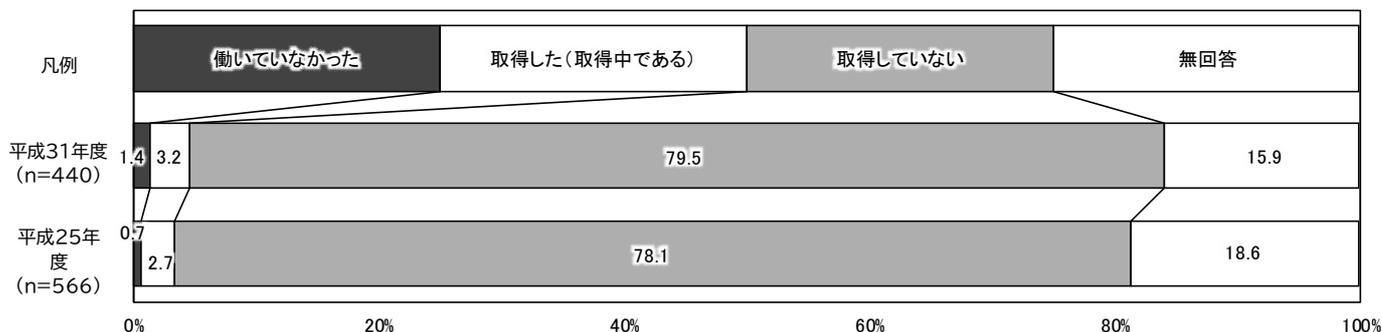
① 就学前児童の育児休業の利用状況

子どもが生まれた時における育児休業の取得状況をみると、父親で取得している人の割合が極端に低くなっています。母親の『取得中である』は、平成25年度の23.1%に対し平成31年度は35.9%となっており、母親では育児休業を取得している人の割合が増加していることがうかがえます。

【就学前児童保護者（母親）の育児休業の取得状況】



【就学前児童保護者（父親）の育児休業の取得状況】



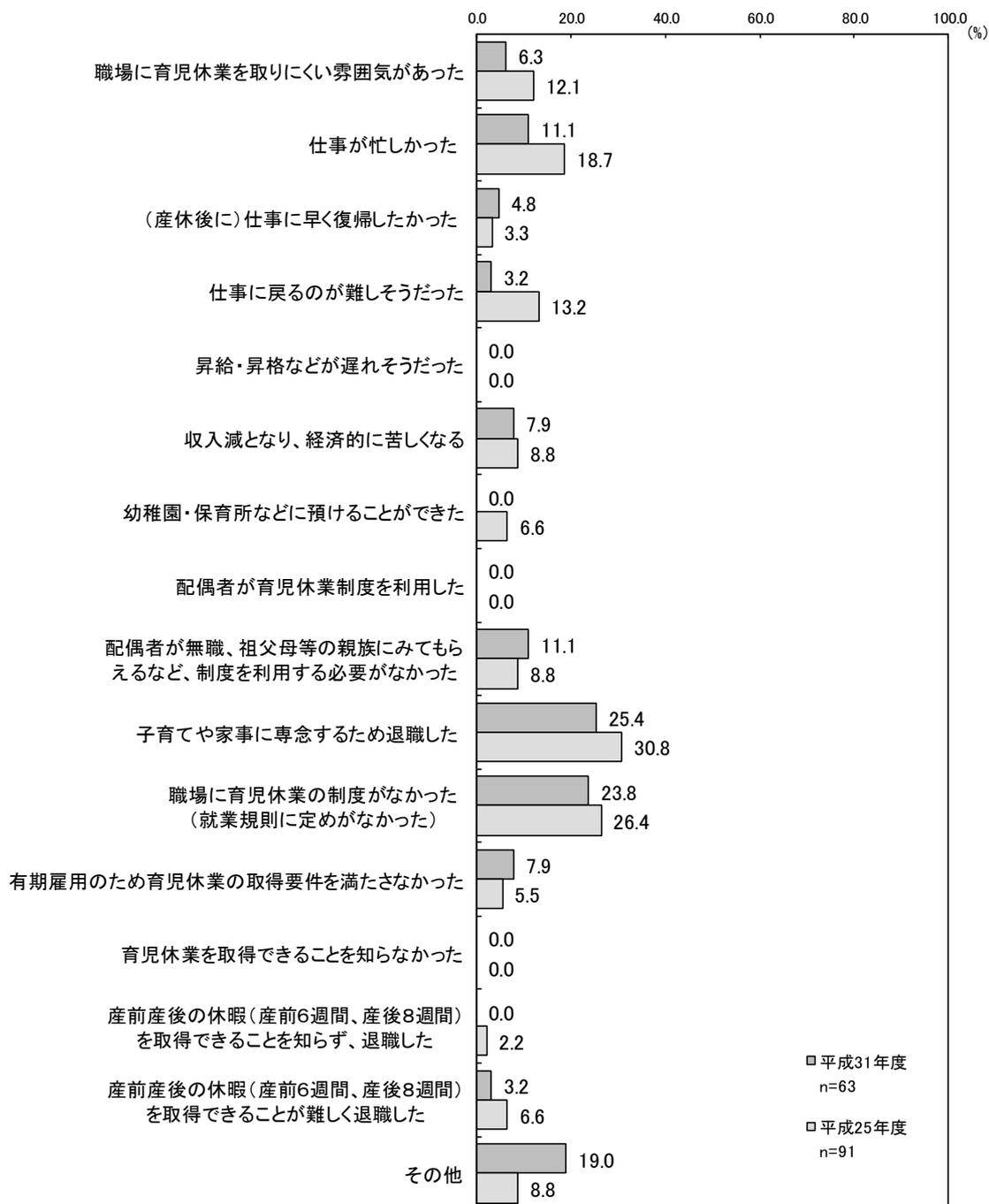
② 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった理由をみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」の25.4%が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の23.8%、「その他」の19.0%の順となっています。平成25年度と比較して大きく減少している選択肢は「仕事に戻るのが難しそうだった」（10.0ポイント減）、「仕事が忙しかった」（7.6ポイント減）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（5.8ポイント減）となっており、職場環境が改善していることがうかがえる結果となっています。

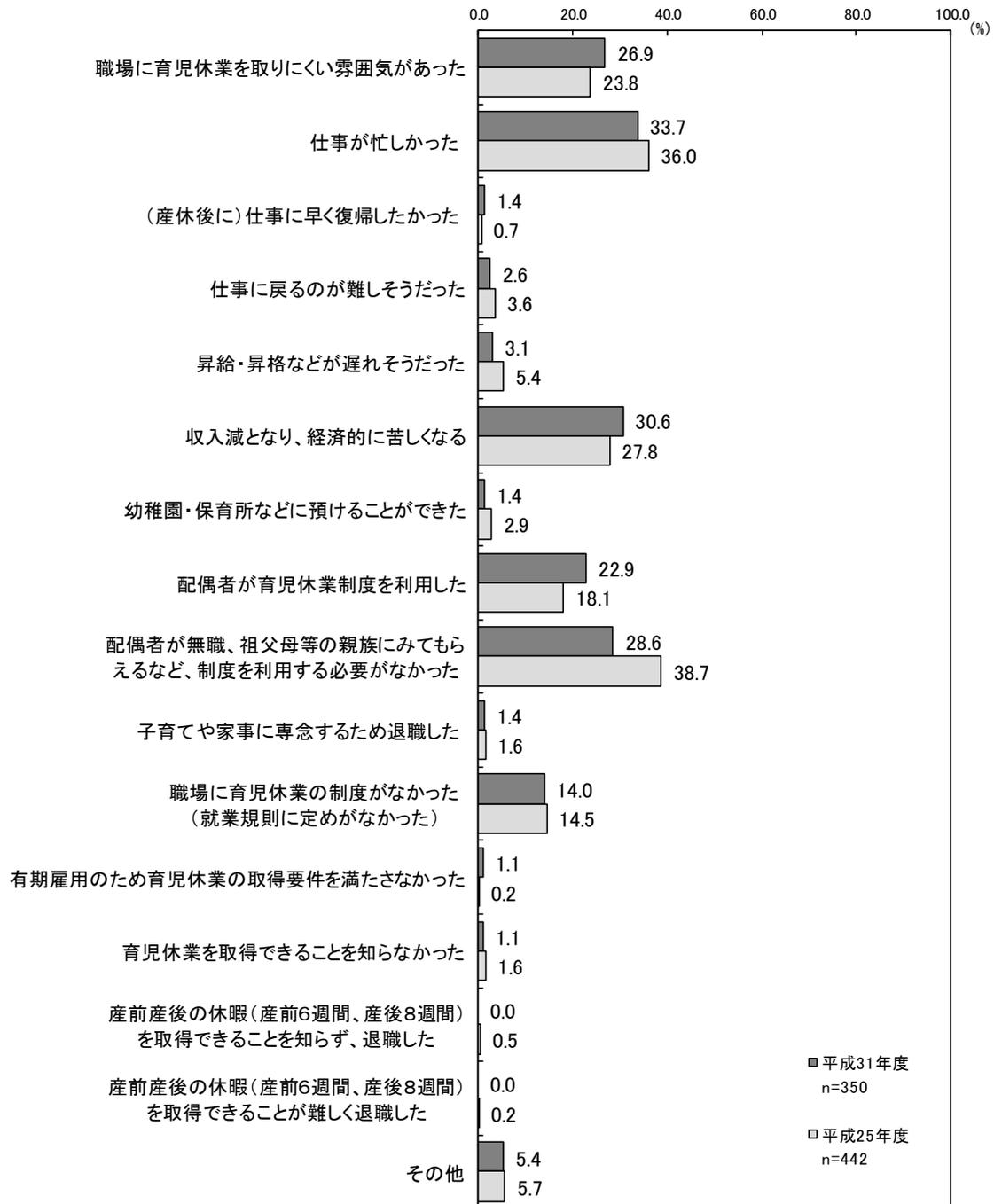
一方、父親では「仕事が忙しかった」の33.7%が最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の30.6%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の28.6%の順となっています。平成25年度と比較して増減している選択肢は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（10.1ポイント減）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気

気があった」(3.1ポイント増)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(2.8ポイント増)などとなっており、父親の育児に対する環境が悪化していることがうかがえる結果となっています。

【育児休業の取得しなかった理由（母親）】



【育児休業の取得しなかった理由（父親）】



(4) ニーズ調査結果からみた子ども・子育ての課題

本市の子ども・子育て支援に係る各事業の満足度をみると、就学前児童、小学生児童どちらの保護者からも「3点（どちらともいえない）」の割合が半数前後を占めており、積極的な評価を受けていない状況にあることがうかがえます。このため、今後はニーズに沿った取り組みを行い、現在利用しているが満足ではない人及びこれから利用する人に対しての満足度を高めていく必要があります。

また、就学前児童の保護者の母親の4人のうち3人が就労している結果となっており、幼稚園・保育園等を「利用している」人の割合が平成25年と比べ増加しています。本市でも全国的な傾向と同様に少子化が進んでいますが、母親の就労率は年々向上していることが認められ（11～12ページ参照）、さらなる保育需要に対応していくことが求められています。

一方、育児休業の取得状況をみると、母親で「取得した（取得中である）」人の割合が増加し、「働いていなかった」人の割合が減少しています。父親では大きな変化は認められません。このことから仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る環境については、依然厳しい状況に置かれている層がいることが認められるものの、法律及び制度の充実や事業所等の子育てに対する理解の浸透がうかがえる結果となっています。ただし、今後は父親が子育てに参画していくための取り組みや環境づくりも大きな課題の一つであると言えます。

就学前児童及び小学生児童の保護者のニーズでは、すぐに保育園等に入ることができる環境を望む意見、学童保育の開始・終了時間の変更や土曜、日曜、祝日、長期休暇中の利用を望む意見が多かったほか、住まいの地域での子育て支援や子育て環境に関する情報が不足しているという意見なども寄せられています。さらに、子育てと仕事が両立できる環境整備や両立に対する企業の理解を望む意見も寄せられています。

子ども・子育て支援を巡る環境は5年前よりも改善傾向が認められるものの、サービスの充足だけでなく、サービスの質を求める内容が増加していくステージに入ってきていることがうかがえます。

この計画においては、以上のような状況や意見を踏まえ、本市の子育て環境の満足度をさらに高めるような施策の充実が必要となっています。

3. 教育・保育施設及び 地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況

①利用児童数の推移

平成31年3月末における認可保育所入所児童数は674人、同年5月末における幼稚園入園児童数は496人となっており、保育所入所児童数、幼稚園入園児童数とも増減を繰り返しながら減少傾向にあります。なお、就学前児童数は平成27年をピークとなっており、その後年々減少しています。

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
認可保育所(各年3月末現在)	892	916	918	867	848	674
幼稚園(各年5月末現在)	544	543	544	540	540	496
就学前児童数(各年3月末現在)	1,858	2,126	2,089	2,039	2,024	1,973

②-1 認可保育所の利用状況

平成31年11月現在の保育所入所児童数は674人となっており、減少傾向にあります。定員は平成29年以降、定員を下回っています。施設数は平成31年に1箇所減少し定員数も減少しています。

			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	施設数	箇所	6	6	6	6	6	5
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	880	900	900	900	910	720
	入所児童数	人	892	916	918	867	848	674
公立保育所	施設数	箇所	1	1	1	1	1	1
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	150	150	150	150	150	150
	入所児童数	人	136	137	135	122	112	107
私立保育所	施設数	箇所	5	5	5	5	5	4
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	730	750	750	750	760	570
	入所児童数	人	756	779	783	745	736	567

※平成31年度を除く各年度3月末現在(平成31年度は平成31年11月現在)

②-2 認定こども園の利用状況

平成 31 年度から認定こども園が 1 箇所開設され、同年 11 月現在の同こども園入所児童数は 147 人となっています。

			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	施設数	箇所	0	0	0	0	0	1
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	0	0	0	0	0	169
	入所児童数	人	0	0	0	0	0	147
公立	施設数	箇所	0	0	0	0	0	0
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	0	0	0	0	0	0
	入所児童数	人	0	0	0	0	0	0
私立	施設数	箇所	0	0	0	0	0	1
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	0	0	0	0	0	169
	入所児童数	人	0	0	0	0	0	147

※平成31年度を除く各年度3月末現在(平成31年度は平成31年11月現在)

②-3 認可小規模保育園の利用状況

平成 28 年度から認可小規模保育園が 1 箇所開設され、同 31 年 11 月現在の入所児童数は 18 人となっています。

			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	施設数	箇所	0	0	1	1	1	1
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	0	0	18	18	18	18
	入所児童数	人	0	0	18	19	17	18
公立	施設数	箇所	0	0	0	0	0	0
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	0	0	0	0	0	0
	入所児童数	人	0	0	0	0	0	0
私立	施設数	箇所	0	0	1	1	1	1
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	0	0	18	18	18	18
	入所児童数	人	0	0	18	19	17	18

※平成31年度を除く各年度3月末現在(平成31年度は平成31年11月現在)

③幼稚園の利用状況

平成31年5月末の幼稚園入園児童数は496人となっており、減少傾向にあります。定員に対して入園児数は毎年4割台で推移しており、施設数は平成21年の8園から平成24年以降7園に減少し、さらに平成28年以降は6園に減少しています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	箇所	7	7	6	6	6	6
対象児童	人	3~5歳児					
定員	人	1,210	1,210	1,070	1,070	1,070	1,070
在園児数	人	544	543	544	540	540	496

※各年度5月末現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①延長保育事業（時間外保育事業）

現在、市内5箇所の認可保育所全てにおいて事業を実施しています。実利用人数をみると増減を繰り返しています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実利用人数	人	451	480	406	414	478

※各年度3月末現在

②-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成29年度まで増加傾向でしたが、平成30年度は減少しています。開設箇所数は、8箇所となっています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実利用人数	人	397	416	422	426	404
開設箇所	人日	8	8	8	8	8

※各年度3月末現在

②-2 放課後こども教室

平成28年度に開始され、実利用人数は平成29年度に減少しましたが、平成30年度は274人、延べ利用人数は5,181人に増加しています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実利用人数	人	-	-	243	189	274
延べ利用人数	人日	-	-	3,863	1,444	5,181

※各年度3月末現在

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在、「鞍手乳児院」（鞍手町）、「報恩母の家」（岡垣町）で実施体制を確保しています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ利用人数	人日	43	19	0	0	6

※各年度3月末現在

④地域子育て支援拠点事業

現在、市内に2箇所が設置されており、延べ利用人数は平成28年度がピークとなっており、その後は減少傾向にあります。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ利用人数	人日	13,554	12,652	15,188	14,816	12,225
	くるり	12,048	11,588	13,961	13,027	10,547
	子育てサロン	1,506	1,064	1,227	1,789	1,678

※各年度3月末現在

⑤一時預かり事業

現在、市内の4保育所及び6幼稚園で実施されています。また、すべての幼稚園における預かり保育も実施されています。延べ利用人数は平成29年度以降、増加傾向にあります。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ利用人数	人日	23,126	23,506	22,521	25,823	27,362

※各年度3月末現在

⑥病児保育事業

現在、遠賀中間医師会おんが病院、さくら保育園（病後児保育）において実施体制を確保しています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ利用人数	人日	22	23	32	25	34
	さくら保育園	3	2	5	0	0
	遠賀病院	19	21	27	25	34

※各年度3月末現在

⑦妊婦健康診査

妊婦、乳幼児健康診査については、下記健診が実施されています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
妊婦健診		受診数	3,426	3,260	3,376	3,528	3,142
乳児一般健診	4か月健診	受診率	94.1	97.2	97.3	95.1	97.2
	7か月健診	受診率	93.1	95.4	97.1	98.3	97.9
	1歳6か月健診	受診率	92.1	92.1	94.3	97.5	98.2
	3歳児健診	受診率	91.6	95.2	93.2	94.1	95.9
乳児一般歯科検診	1歳6か月健診	受診率	92.2	92.3	94.3	97.1	98.9
	2歳児健診	受診率	76.8	80.0	75.8	85.0	81.3
	3歳児健診	受診率	91.6	95.5	93.2	94.1	96.3

※各年度3月末現在

⑧乳児家庭全戸訪問事業

訪問人数は 200 人台で推移しています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪問人数	人	259	265	256	289	230
延べ訪問件数	件	262	356	309	369	320

※各年度3月末現在

⑨養育支援訪問事業

訪問人数は 200 人台で推移しており、平成 30 年度の延べ訪問件数は 1,000 件を超えています。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪問人数	人	288	281	281	272	267
延べ訪問件数	件	807	921	879	738	1,044

※各年度3月末現在

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本であることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準にすることが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識のもと、保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が求められます。特に、昨今、いわゆる子育て世帯に当たる女性の就業率が向上するとともに非正規雇用の労働者が増加していますが、本計画は当該労働者も取り組みの対象であり、このことを踏まえて取り組みを進めることが重要です。

本市では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

この計画においても、第1期での取り組みの継続性を維持するため、この基本理念の趣旨を継承することとします。

<基本理念>

地域の和による 子育て・子育てを支えるまち なかま

2. 計画の基本的視点

基本理念のもとに、次の4つの基本目標を掲げ、子育て環境の整備促進に努めます。

本市では、すべての子どもとその家族を対象とした『中間市次世代育成支援後期行動計画』を総合的かつ計画的に推進してきました。

本計画の推進に当たっては、前述の基本理念を念頭に置きながら、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた基本方向を見直し、以下に示す基本的視点が実現される社会を目指します。

① 子育て…子どもの健やかな心身の育ちに関する視点

子どもの健やかな発育・発達や子育て支援を推進するには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。

また、子どもの健康づくりのための予防と危機管理に配慮するとともに、子どもが次代を担う、おとなに成長するよう、豊かな人間性を形成し、社会の一員として自立できる力を養う環境づくりが必要でもあります。

そこで、本計画では、子どもの主体的な成長を促進する「子育て」という視点をもって策定しました。

② 家庭力

…親の成長と家庭の養育機能向上のための家庭支援に関する視点

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、安心して子育てができるよう子育ての知識や情報の提供、男性の育児への参加を促進し、家庭における子育て能力を高めしていくことが必要です。

一方、親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。

そこで、本計画では、家庭において、家族がお互いに協力し合いながら支え合い、子育てに喜びを感じるという意識が重要であり、家庭において子育てする力「家庭力」という視点をもって策定しました。

③ 地域の和…住民相互の子育て支援力の向上に関する視点

現代社会では、かつてのように地域での様々な行事や人の交流や活動が少なくなり、子育ても地域とは切り離されてしまっています。

しかし、一方で子育て支援を行っているNPOやボランティア等による地域活動が見直されています。地域の中で、子育て中の親同士や子育て経験のある年長者との交流等を通して、子育て情報の交換、相談、子どもの一時預かりなど、身近な地域で子どもや子育て家庭を温かく応援し、支え合いの輪を広げていくことが重要になってきています。

また、そうすることで、地域自体も子どもから元気をもらい、活性化していくものと考えられます。

そこで、本計画では、地域が子どもたちを温かく見守り、その家庭を温かく応援する「地域の和」という視点をもって策定しました。

④ 子育て…子育て支援対策の充実にに関する視点

子どもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものでありますが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援が大切になります。

少子化の進む中、子どもたちは地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましい存在となります。

そこで、本計画では、次代を担う宝である子どもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって策定しました。

⑥ 支え合う

…特別なニーズのある子育て家庭への支援に関する視点

社会的に養護が必要と判断される子ども、ひとり親家庭の子ども、障がいのある子ども、虐待を受けている子ども達が、それぞれの子どもの特別なニーズに応じた生活環境のなかで、健やかにはぐくまれ、自立して行くことができるように支援する必要があります。そのためには、安定した子育ての家庭環境づくりが必要です。

また、社会的規範に反する行為をする子どもの保護や更生支援を社会全体で創りあげていくことが必要です。

そこで、本計画では、安心して生活できる環境を地域全体で創りあげるために、「支え合う」という視点をもって策定をしました。

3. 基本目標

現在、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、まず「家族や親が子育てを担い」、そしてそれを「社会全体が支える」ことを実現することが課題となっています。

本計画においても、『中間市次世代育成支援後期行動計画』の基本目標を継承しつつ、計画の推進を図ります。

① 子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり

【めざす姿】

すべての子どもが感性豊かにいきいきと健やかに育っている

② 安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり

【めざす子育て家庭の姿】

安心して子どもを出産し、子どもとのふれあいを大切にしながら、仕事と子育てを両立し、子育てを楽しんでいる

③ 地域全体で子育てを支えることができるまちづくり

【めざす地域の姿】

地域がつながり、助け合い、互いの信頼関係の中で、子どもを見守り、地域社会全体で子育てを支えている

④ 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

【めざす姿】

青少年が健やかに思春期をおくり、心身ともに健全な次代の親として人間性を高めている

4. 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標を設定することとします。

基本理念

「地域の和による子育て・子育てを支えるまち なかま」

計画の基本的視点

- ① 子育て…子どもの健やかな心身の育ちに関する視点
- ② 家庭力…親の成長と家庭の養育機能向上のための家庭支援に関する視点
- ③ 地域の和…住民相互の子育て支援力の向上に関する視点
- ④ 子育て…子育て支援対策の充実に関する視点
- ⑤ 支え合う…特別なニーズのある子育て家庭への支援に関する視点

基本目標

基本目標達成のために必要な条件

① 子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり

- (1) 子どもが健やかに発育・発達できる
- (2) 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育てている
- (3) 子どもの人権が守られている
- (4) 障がいのある子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことができる

② 安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり

- (1) 安心して出産し、悩みや不安なく子育てができる
- (2) 安心して子どもを預けられる場所がある
- (3) 家族で協力して子育てができる
- (4) ひとり親家庭の生活の安定が図られている

③ 地域全体で子育てを支えることができるまちづくり

- (1) 地域の子育て支援体制が充実している
- (2) 子育てと仕事の両立ができる就労環境が整っている
- (3) 子どもや、子ども連れにやさしいまちづくりが行われている
- (4) 子どもが事故や犯罪等から守られている

④ 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

- (1) 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくることができる
- (2) 社会の一員として自立できる資質を養うことができる

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり

私たち中間市は、すべての子どもたちが、その個性と豊かな可能性を最大限に発揮し、感性豊かに、健やかに成長することができるまちをつくりたい。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げます。

1. 子どもが健やかに発育・発達できる
2. 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育てている
3. 子どもの人権が守られている
4. 障がいのある子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことができる

1. 子どもの健やかな発育・発達を確保するために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 乳幼児健康診査の充実

- 各種乳幼児健康診査の際、未受診者の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。
- 育児の不安や悩みに応えられるようにスタッフや内容を充実するとともに、保護者が安心して健診を受けられる体制づくりを進めます。

【主な担当課】 健康増進課

② 予防接種の推進

- すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報なかまや赤ちゃん訪問及び乳幼児健康診査により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

【主な担当課】 健康増進課

③ 乳幼児期の事故防止に関する啓発

- 母子健康手帳交付時に、たばこと喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけるとともに、乳幼児健康診査等で事故防止に関する啓発を行います。また、公共施設での分煙対策を図ります。

【主な担当課】 健康増進課

④ 歯の健康づくりの充実

- 各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

【主な担当課】 健康増進課

⑤ 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

- 各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

【主な担当課】 健康増進課

⑥ 発達障がいに対応できる相談体制の整備

- LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症などの発達障がいや様々な特性に対応できる相談体制の整備を図ります。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課、学校指導課

⑦ 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

- 子どもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時をはじめとする子どもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。
- 乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査や子育て講座等を利用した学習機会の充実を図ります。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課

⑧ 食育の推進

- 自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力(食事の自己管理能力)を養うため、幼児をもつ保護者向けの「食の教室」を実施するなど、食習慣の形成時期である小さい頃からの食育を推進します。
- 学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。

【主な担当課】 健康増進課、学校教育課、学校指導課

2. 子どもが楽しく学び、 社会性を養い、生きる力を育むために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 教育内容の充実

- 児童生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するように努めます。優れた教育活動を通じて基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、創造力、表現力などを磨きます。
- 習熟度別少人数指導の実施など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む姿勢を養います。
- 教職員に対する、人権教育、情報教育、環境教育、キャリア教育、国際理解教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題に関する研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。

【主な担当課】 学校指導課

② 体験的な学習機会の拡充

- 特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等においても、体験的な活動のできるだけ取り入れるよう努めます。
- 児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢をはぐくむとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、産業界及び行政機関の連携・協力のもとに小学校での職場見学、中学校での職場体験活動を行います。

【主な担当課】 学校指導課、健康増進課

③ 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

- 学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。
- 定期的なオープンスクール(学校公開)の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。

【主な担当課】 学校指導課

④ 児童会や生徒会活動等の充実

- 児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

【主な担当課】 学校指導課

⑤ 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

- 子どもの「豊かな心」「健やかな身体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てるうえで、遊びや自然体験はたいへん効果的であるため、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やします。
- アンビシャス広場や地区公民館、児童センター等を子どもの遊び場として開放するとともに、中央公民館や生涯学習センター等の青少年教育施設で自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会を提供します。
- 「夏休みニュースポーツ教室」等で、子どもと家族の交流を図り、親子の相互理解やふれあいを促進します。

【主な担当課】 生涯学習課

⑥ 子ども会活動の活性化

- 少子化等に伴い、単一子ども会での活動が困難になっているため、「中間市子ども会育成連絡協議会」と連携し、近隣の子ども会同士や小学校区単位での活動を増やしたり、子どもまつりなど、日頃馴染みの少ない地域の大人と子どもたちが交流を図れるようなイベントを開催することにより、子ども会活動の活性化を図ります。

【主な担当課】 生涯学習課

⑦ 子どもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供

- 市及び近隣市町で開催されるイベントや地域活動への子どもや親の参加を促進するため、子ども向けの情報紙や広報なかま、市ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。

【主な担当課】 生涯学習課、こども未来課

⑧ ボランティア活動への参加促進

- 子ども自身が社会の一員としての自覚をもち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

【主な担当課】 生涯学習課

⑨ 地域への愛着を高める活動の促進

- 郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

【主な担当課】 生涯学習課

⑩ 読書活動の推進

- 大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。
- 認定こども園、保育所、幼稚園、学校における子どもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。
- 小学校では、読み聞かせや図書の紹介などにより、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。
- ゆとりのある快適な読書スペースを確保するなど、学校図書館等の環境を整備するとともに、各学級における読書環境の整備に努めます。

【主な担当課】 生涯学習課、学校指導課、学校教育課

3. 子どもの人権を守るために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 子どもの人権に関する市民意識の啓発

- 「児童の権利に関する条約」の理念を現実のものとするため、「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、その理念・内容の普及に努め、子どもの人権に関する市民意識の高揚を図ります。
- 「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づき、人権尊重の社会的環境の醸成に努め、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行います。
- 児童虐待問題に対する家庭や地域、学校など社会全般の関心と理解を深めるため、毎年11月の児童虐待防止推進月間において「子育て講演会」を実施するなど、様々な活動を推進し、市民の意識啓発に努めます。

【主な担当課】 人権男女共同参画課、こども未来課

② 児童虐待の予防及び早期発見

- 赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査時等の育児相談体制の充実により、育児不安の軽減を図るとともに、養育支援訪問事業等を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

【主な担当課】 こども未来課、健康増進課

③ 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待に対し、医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される「中間市要保護児童対策地域協議会（中間市はばたけ子ども・ネットワーク）」での活動を充実するとともに、連絡会議での情報交換や個別ケース会議での対応策の検討など、組織的かつ専門的対応の徹底と協議会内での連携強化を図ります。また、研修会等により、児童虐待防止に向けての関係者の資質向上に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

④ いじめの解消

- 児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。

【主な担当課】 学校指導課

⑤ 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

- いじめ・不登校には心のケアが必要なため、いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員やスクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、児童生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざします。

【主な担当課】 学校指導課

⑥ 不登校児童生徒への対応の充実

- 中間市適応指導教室（くすの木学級）における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。
- 家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、相談員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。

【主な担当課】 学校指導課

⑦ 被害に遭った子どもの保護の推進

- 「中間市要保護児童対策地域協議会(中間市はばたけ子ども・ネットワーク)」の関係機関の協力により、児童が所属する学校等の関係者とも連携しながら児童を見守るなど、虐待の再発を防止し、虐待を受けた子どもと家族の自立に向けた長期的な支援に努めます。
- 子どもたちの立ち直りの各段階において、切れ目のない継続的な支援を推進するため、関係機関と連携した対応を強化します。

【主な担当課】 こども未来課、学校指導課

⑧ 養育支援訪問事業の充実

- 養育が適切に行われるよう、家庭訪問により、育児不安の解消を図り、児童虐待の予防や早期発見に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

4. 障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 障がい児理解のための啓発

- 障がいのある子どもやその家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、広報なかまや、子どもまつりなどのイベントを利用した啓発・広報活動を継続的に行うなど、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。

【主な担当課】 福祉支援課、健康増進課

② 療育相談支援体制の充実

- こころやからだの発達の違いが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、中間市療育支援センターを中心に、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら、障がいに対する気づきから障がい受容、療育を経て就学に至るまでの一貫した総合的な支援のあり方を研究・実践します。

【主な担当課】 福祉支援課、こども未来課、健康増進課

③ 障がい児保育等の充実

- 可能な限り保護者の望む認定こども園や保育所、幼稚園等での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

④ 教育相談・就学指導体制の充実

- 多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。

【主な担当課】 学校指導課

⑤ 特別支援教育の充実

- 障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。
- 教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、障がいの多様化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

【主な担当課】 学校指導課

⑥ 交流学習等の推進

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

【主な担当課】 学校指導課

⑦ 心身障がい児とその家族に対する支援の充実

- 心身障がい児やその養育者に対し、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。
- 在宅心身障がい児に対するホームヘルプサービス等、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がい児を日常的に介護する保護者等の一時的な休息を確保するため、放課後や長期休業中に適切な運営ができる社会福祉法人等に委託し、障がい児を預かり、社会に適応するために日常的な訓練を行う機会の提供に努めます。

【主な担当課】 健康増進課、福祉支援課

基本目標2 安心とゆとりをもって 子どもを生み育てることができるまちづくり

私たち中間市は、すべての家庭が安心とゆとりをもって、子どもを生み育て、子どもとのふれあいを大事にしながら、子どもの成長する姿に喜びを感じられるまちをつくります。そのために必要なこととして、次の4点を掲げます。

1. 安心して出産し、悩みや不安なく子育てができる
2. 安心して子どもを預けられる場所がある
3. 家族で協力して子育てができる
4. ひとり親家庭の生活の安定が図られている

1. 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援の実施

- 「中間市子育て世代包括支援センター」me・mom・room(ミ・マモ・ルーム)にて、妊娠期から子育て期のさまざまな悩みやニーズに対して、助産師、保健師、栄養士が相談に応じます。必要に応じて、専門機関と連携してそれぞれの家庭にあった支援を行い、一人一人に寄り添います。

【主な担当課】健康増進課

② 母子健康手帳の早期交付及び妊婦健診の推進

- 妊娠満11週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。
- 妊娠期の母子の健康を守るとともに、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦健康診査の費用助成を推進します。

【主な担当課】健康増進課

③ 乳幼児訪問事業の充実

- 乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査の未受診者及びその他の母子保健事業で継続支援が必要な人に対する訪問指導を実施し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。

【主な担当課】健康増進課

④ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

- 妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、パパとママの育児クラブ(両親学級)等を通して、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【主な担当課】 健康増進課

⑤ 妊産婦に対する訪問指導の充実

- 過去の妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導、乳児全戸訪問等を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。

【主な担当課】 健康増進課

⑥ 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

- 母子健康手帳交付時の妊婦面接等で喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

【主な担当課】 健康増進課

⑦ 子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実

- こども未来課家庭児童相談係での相談支援はもとより、母子保健事業としての各種相談や、子育て支援センターにおける子育て相談子育て講座等の充実を図り、子育ての相談や情報提供学習の場の充実に努めます。

【主な担当課】 こども未来課、健康増進課

⑧ 子育ての仲間づくりの促進

- 乳幼児健康診査などの機会を利用して、子育て支援センターや子育てサロン等の親子で参加できる場を紹介し、子育ての仲間づくりを促進します。
- 子育て支援センターの広場を利用して、子育ての仲間づくりができるよう、その援助・促進を図ります。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課

⑨ 民生委員児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

- 市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

【主な担当課】 福祉支援課

⑩ ホームページやガイドブック等の充実

- 子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するためにこども未来課発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

⑪ 小児救急医療体制の充実

- 医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。
- 県の小児救急医療電話相談の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

【主な担当課】 健康増進課

⑫ 児童手当の支給

- 次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校終了までの児童を対象に手当を支給します。

【主な担当課】 こども未来課

⑬ 子どもの医療費の助成

- 子どもの医療費助成について、県の助成基準を上回る助成を行い、子どもの健康の増進、子育て世帯の負担の軽減を図ります。

【主な担当課】 健康増進課

⑭ 保育料の補助

- 保育料は国が定める基準よりも安く、今後も引き続き保護者の経済的負担の軽減に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

⑮ 特定不妊治療に対する助成制度の広報

- 体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。

【主な担当課】 健康増進課

2. 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 教育・保育施設の充実

- 「施設型給付」、「地域型保育給付」による、認定こども園や地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育事業）といった教育・保育施設の拡充を推進します。

【主な担当課】 こども未来課

② 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

- 地域の保育ニーズを毎年度把握し、待機児童が発生しない体制づくりを進めます。
- 延長保育については、今後、現状の1時間を超える延長に対する需要が増える可能性があるため、必要に応じて保育時間のさらなる延長を検討します。

【主な担当課】 こども未来課

③ 放課後児童対策の充実

- 入所希望する小学校全児童を対象に、さまざまな体験活動等を行う機会を提供し、共働き家庭などの児童を対象とした学童保育との連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。さらに、スポーツ少年団などを対象に学校体育館や運動場の開放を進めます。

【主な担当課】 こども未来課、生涯学習課

④ 一時預かりの充実

- 従来、保育所等で実施されていた一時預かり事業を幼稚園まで広げており、認定こども園・保育所・幼稚園等での実施を充実します。

【主な担当課】 こども未来課

⑤ 休日保育の充実

- 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、地域バランスを考慮しながら、休日保育の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

⑥ 子育て短期支援の推進

- 保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等において必要な保護を行う子育て短期支援を推進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑦ 病児・病後児保育の推進

- 病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する病児・病後児保育を推進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑧ 保育実践の改善・向上

- 国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育所の自己評価を推進し、保育の成果の検証とその客観性・透明性の確保に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

⑨ 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

- 子育て中の保護者の多数参加に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、そのために必要となる託児ボランティアの養成を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

⑩ 青少年活動の推進とリーダーになる若者の育成

- 地域における子どもたちが連帯感や協調性、責任感などを学ぶ場として、子ども会活動の推進を図ります。また、中間市子ども会育成連絡協議会との連携を深めながら、子どもたちが自主的に活動する機会醸成をはぐくむため、子どもたちの中からジュニア・リーダーを募り、リーダーを対象とした研修会を開催します。さらに、「教育力向上福岡県民運動」で提言された小学校を対象とした通学合宿事業を実施し、青少年の学校外活動の充実を図ります。

【主な担当課】 生涯学習課

3. 家族で協力して子育てをするために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 男性の育児への積極的参加の促進

- 妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、パパとママの育児クラブなど、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課

② 男女共同参画意識の啓発

- 「中間市男女共同参画プラン」に基づき、家庭、地域、職場での固定的性別役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

【主な担当課】 人権男女共同参画課、生涯学習課、学校指導課

③ 祖父母に対する啓発

- 祖父母にも広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。

【主な担当課】 こども未来課

4. ひとり親家庭の生活の安定を図るために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

- ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

② ひとり親家庭に対する生活支援の充実

- ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、自立を促進するために児童扶養手当を支給します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付等の制度の対象を父子家庭にも拡大し、父子家庭に対する支援を拡充しています。

【主な担当課】 こども未来課

③ ひとり親家庭等に対する医療費の助成

- ひとり親家庭の親及び子どもや、父母のいない子ども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

【主な担当課】 こども未来課、健康増進課

基本目標3 地域全体で 子育てを支えることができるまちづくり

私たち中間市は、安心とゆとりをもって子どもを生き育てることができる豊かな子育て環境をつくるため、家庭、学校、企業、団体、地域社会や行政等がそれぞれの役割を自覚し、お互いに協力しながら、地域全体で子育てを支えることができるまちをつくります。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げます。

1. 地域の子育て支援体制が充実している
2. 子育てと仕事の両立ができる就労環境が整っている
3. 子どもや、子ども連れにやさしいまちづくりが行われている
4. 子どもが事故や犯罪等から守られている

1. 地域の子育て支援体制を充実させるために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 利用者支援の充実

- 子ども及びその保護者や妊産婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、子育て支援員等のサポーターを配置するなど利用者支援の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

② 地域情報提供体制の整備・充実

- 子育て支援センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、認定こども園や保育所等と連携を取りながら、子育てに係る支援や相談に関しホームページ等に掲載し、情報提供の体制整備・充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

③ 子育て支援ネットワークの構築

- 子育て支援センターの機能を強化し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた総合的なネットワークの構築、支援を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

④ 地域の交流ができる場の拡充

- 認定こども園や保育所、幼稚園、学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地区公民館等についても、町内会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。
- 認定こども園や保育所、幼稚園等において、高齢者とのふれあいができる行事等の計画を促進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑤ 民生委員・児童委員、主任児童委員等との交流支援

- 地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員や主任児童委員と日頃から交流が図れるよう支援します。

【主な担当課】 福祉支援課

⑥ 子育ての仲間づくりの促進（再掲）

- 乳幼児健康診査などの機会を利用して、子育て支援センターや子育てサロン等の親子で参加できる場を紹介し、子育ての仲間づくりを促進します。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課

2. 子育てと仕事の 両立ができる就労環境を整備するために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 育児休業制度活用促進の啓発

- 企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関して支給される、両立支援等助成金の制度などを企業にPRし、その活用を促進します。
- 雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。

【主な担当課】 産業振興課

② 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

- 事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。
- 行動計画について、公表と従業員への周知が義務となっている企業に対し、あらゆる機会をとらえて次世代育成支援対策推進法の内容周知を図ります。

【主な担当課】 子ども未来課、産業振興課、人権男女共同参画課

③ 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

- 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

【主な担当課】 人権男女共同参画課

3. 子どもや、子ども連れにやさしいまちにするために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

- 公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

【主な担当課】 建設課

② 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

- 子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

【主な担当課】 建設課

4. 子どもを事故や犯罪等から守るために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 子どもが安全に遊べる公園等の整備

- 遊具の点検体制を強化して事故を未然に防ぐとともに、公園内樹木を適正に整理して見通しのよい明るい公園の維持に努めます。

【主な担当課】 建設課

② 安全な通学路の確保

- 通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、また公安委員会に働きかけて、スクールゾーンの整備を促進し、さらにはドライバー及び近隣者のマナーの向上の意識を高めるため道路パトロールを強化するなど、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。

【主な担当課】 建設課、教育施設課、学校指導課

③ 地域ぐるみによる交通安全指導の推進

- 市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、通学安全協力員をはじめ、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

【主な担当課】 安全安心まちづくり課

④ 地域ぐるみによる防犯活動の推進

- 子どもの非行防止のために、市民ボランティア「ふるさとみまわり隊」を中心に市内巡回に努めます。また、各まちづくり協議会に貸与した6台の青色パトロールカーで地域によるきめ細かい巡回実施に努めます。
- 中間市防犯協会を中心に、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため、啓発活動や防犯キャンペーンを実施します。

【主な担当課】 企画課、安全安心まちづくり課

基本目標4 心身ともに健全な 次代の親を育むことができるまちづくり

私たち中間市は、生命の大切さや子どもを生き育てることの意義、他者との関わり合いの重要性等を理解した、心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちをつくります。

そのために必要なこととして、次の2点を掲げます。

1. 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくることができる
2. 社会の一員として自立できる資質を養うことができる

1. 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 生命の大切さに関する教育の推進

- 幼いときから自然や人とのふれあいを楽しみ、生命のすばらしさ、大切さを実感させ、自他の生命を尊重する心を培います。
- 道徳の時間などを通して、生命のすばらしさに気づかせ、自他の生命の尊重を基本とした活動のできる児童の育成に努めます。

【主な担当課】 こども未来課、学校指導課

② 乳幼児とのふれあい体験の推進

- 生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学生を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。

【主な担当課】 こども未来課、学校指導課

③ 学校における性教育等の充実

- 子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、人や自然の命の営みを理解し、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけさせます。
- 中学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させます。特に生命の誕生や命の尊さについて正しく理解させる等性教育の充実を図ります。

【主な担当課】 学校指導課

④ 学校における健康教育の充実

- 学校における保健学習や学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。

【主な担当課】 学校指導課

⑤ 思春期相談の充実

- スクールカウンセラーや少年相談センターの「ヤングテレホン」で相談しやすい体制を維持しつつ、自殺やいじめなど深刻化、多様化する青少年の悩みに適切に対応できるよう、相談担当者のスキルアップを図るとともに、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。

【主な担当課】 学校指導課、安全安心まちづくり課

⑥ 青少年の非行防止と有害環境の浄化

- 中間市少年相談センター補導員による巡回パトロールで青少年の不良行為を防止するとともに、白いポストからの有害図書の回収など、有害環境の浄化に努めます。

【主な担当課】 安全安心まちづくり課

2. 社会の一員として自立できる資質を養うために

<行政が取り組むこと>

◎ 具体的施策

① 子どもの自立促進に向けた教育の充実

- 子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、職場やボランティアの体験学習など、「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図ります。

【主な担当課】 生涯学習課、学校指導課

② 青少年健全育成に対する市民意識の高揚

- 市民組織である「青少年市民育成会議」と連携して、「少年の主張大会」や「青少年健全育成講演会」などを行うことにより、家庭や学校、地域が一体となって青少年を健全にはぐくむための市民意識の高揚を図ります。

【主な担当課】 生涯学習課

③ 社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援

- 小・中・高の不登校の児童生徒やニート、引きこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対し、関係機関と連携して、成長過程において切れ目なく継続的に支援するための取り組みを、国や県などの動向を踏まえながら検討します。

【主な担当課】 生涯学習課、学校指導課、安全安心まちづくり課

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとしています。また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じる必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、区域を設定します。

(1) 教育・保育提供区域

本市における「地域子ども・子育て支援事業」等に係る提供区域は、市全域を基本として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区を区域とします。

■ 各事業の区域設定と理由 ■

事業	区域	理由
利用者支援事業	市全域	現在、市全域を対象に実施している。保健センターでは令和2年度より新たに母子保健型を実施する。
地域子育て支援拠点事業	市全域	現在、子育て支援センター及び子育てサロンで市全域を対象に実施している。
妊婦健康診査	市全域	対象者が希望する医療機関で受診するものであり、区域設定をすることはなじまない。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	市内の対象者の居宅に訪問をしており、市役所から市全体に実施するものである。
養育支援訪問事業	市全域	養育支援が必要な対象者を訪問する事業であり、市全体で実施するものである。
子育て短期支援事業	市全域	保護者等が児童の養育が困難になった場合に利用するものであり、市外2か所の施設で市全域を対象に実施している。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域	現在、本市では実施していないが、事業の性格上、市全体での実施が最善と考える。
一時預かり事業	市全域	現在、市内4園で市全域を対象に実施している。

延長保育事業	市全域	施設等の開所時間の前後に行う事業であり、教育・保育サービスの区域設定と合わせる。
病児保育事業	市全域	現在、市内市外各1か所で実施体制を確保している。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区 (6区域)	各小学校の在籍児童が対象であるため、小学校区を区域の単位とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	保護者の世帯所得の状況を勘案して、市全域を対象に実施する。。

2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

(2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満の子どもについては、教育・保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	

3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育
------	---	------------------------

※令和元年 10月1日時点の実績（実人数）

	令和元年10月1日			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1～2歳
実績	506人	541人	108人	248人

※1号認定は令和元年5月1日現在

（3）教育・保育施設の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めました。

【量の見込みと確保方策】

		2年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1,2歳児
量の見込み(a)		357	400		105	268
			107	293		
確保方策(b)	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(④を除く)	177				
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)		480		90	277
	③ 確認を受けない幼稚園(④を除く)	556				
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0				
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	⑦ 届出保育施設*1(⑧を除く)		0		0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠*2		0		0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	12
		小規模保育				6
	家庭的保育				0	0
	居宅訪問型保育				0	0
	事業所内保育				0	0
(b) - (a)		376	80		-9	21

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上(⑧を除く)。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

		3年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
量の見込み(a)		345	387		102	260
			103	284		
確保 方策 (b)	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(④を除く)	177				
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			480	90	277
	③ 確認を受けない幼稚園(④を除く)	556				
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0				
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	⑦ 届出保育施設*1(⑧を除く)			0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠*2			0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	12
		小規模保育			6	12
	家庭的保育			0	0	
	居宅訪問型保育			0	0	
	事業所内保育			0	0	
(b) - (a)		388	93		-6	29

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上(⑧を除く)。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

		4年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
量の見込み(a)		333	376		99	251
			100	276		
確保 方策 (b)	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(④を除く)	177				
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)			480	90	277
	③ 確認を受けない幼稚園(④を除く)	556				
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0				
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	⑦ 届出保育施設*1(⑧を除く)			0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠*2			0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	12
		小規模保育			6	12
	家庭的保育			0	0	
	居宅訪問型保育			0	0	
	事業所内保育			0	0	
(b) - (a)		400	104		-3	38

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上(⑧を除く)。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

		5年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
量の見込み(a)		321	364		96	243
			97	267		
確保方策(b)	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(④を除く)	177				
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)		480		90	277
	③ 確認を受けない幼稚園(④を除く)	556				
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0				
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	⑦ 届出保育施設*1(⑧を除く)		0		0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠*2		0		0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	12
	小規模保育				6	12
家庭的保育				0	0	
居宅訪問型保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
(b) - (a)		412	116		0	46

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上(⑧を除く)。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

		6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
量の見込み(a)		309	351		93	235
			94	257		
確保方策(b)	① 特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(④を除く)	177				
	② 特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)		480		90	277
	③ 確認を受けない幼稚園(④を除く)	556				
	④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0				
	⑤ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)					0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業				0	0
	⑦ 届出保育施設*1(⑧を除く)		0		0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠*2		0		0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	12
	小規模保育				6	12
家庭的保育				0	0	
居宅訪問型保育				0	0	
事業所内保育				0	0	
(b) - (a)		424	129		3	54

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上(⑧を除く)。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

【受給調整のための考え方】

- 量の見込み及び確保量の単位が「施設数」と設定されているため、その方法を用います。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保量】

単位：施設数

	R元年度 実績見込み	実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
差異(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施箇所は4か所：「市役所」、「子育て支援センター」、「保健センター」、「さくら保育園」
- 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う専任職員を配置して実施します。
- 保健センターでは平成2年度から「母子保健型」を実施します。

<主な事業>

- ・ 情報収集・提供
- ・ 相談
- ・ 利用支援・援助

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を身近な地域に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：月間延べ回数（人回）、施設数

	R元年度 実績見込み	実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2か所	12,180 人回 (2か所)	11,412 人回 (2か所)	11,088 人回 (2か所)	10,812 人回 (2か所)	10,560 人回 (2か所)
②確保量		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て 支援拠点事業		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
その他		—	—	—	—	—
差異(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施箇所は2か所：「中間市子育て支援センター」、「子育てサロン」

<主な事業>

- ・ サロン事業
- ・ 子育て講座
- ・ 育児相談など

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、
①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠
期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【受給調整のための考え方】

- 量の見込みについては、妊娠の届出件数、妊婦健康診査費助成件数の実績を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ回数（人回）

	R元年度	実施時期				
	実績見込み	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回
②確保量		3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回	3,347 人回
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：中間市（保健センター）
- 委託先：福岡県医師会、福岡県助産師会、1市4町（遠賀4町）の助産師会に未加入の助産院（1か所）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【受給調整のための考え方】

- 量の見込みについては、0歳児の推計人口を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	R元年度 実績見込み	実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	259人	250人	243人	238人	232人	226人
②確保量		250人	243人	238人	232人	226人
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：中間市（保健センター）
- 実施体制：8人（職員：4人、助産師：4人）
- 委託先：母子保健推進員

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	R元年度 実績見込み	実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	278人	278人	278人	278人	278人	278人
②確保量		278人	278人	278人	278人	278人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：中間市こども未来課家庭児童相談係
- 実施体制：6人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】保護者等が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 市内には、本事業を実施する施設がないため、市外の乳児院等に委託しています。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	R元年度実績見込		実施時期				
	延人数	施設数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	14 人日	2か所	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
②確保量			14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
差異 (②-①)			0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 委託先：2か所「鞍手乳児院」、「報恩母の家」

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業内容】乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者(依頼会員)と、育児の援助を行いたい者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

【受給調整のための考え方】

- 中間市において本事業は未実施ですが、保護者のニーズもなく「検討事業」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数(人日)

	R元年度	実施時期				
	実績見込み	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	実施なし	※ニーズなし				
②確保の方策		※対応を検討				

(8) 一時預かり事業

【事業内容】家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

また、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 確保方策については、すべての幼稚園で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

		R元年度 実績見込み	実施時期				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1号 認定	27,194 人日	15,603 人日	16,168 人日	16,762 人日	17,794 人日	17,829 人日
	2号 認定		12,612 人日	13,068 人日	13,495 人日	13,484 人日	14,470 人日
	計		28,215 人日	29,236 人日	30,257 人日	31,278 人日	32,299 人日
②確保量			28,215 人日	29,236 人日	30,257 人日	31,278 人日	32,299 人日
差異 (②-①)			0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：市内にあるすべての幼稚園
- 実施方法：新制度に移行しない私立幼稚園については「一時預かり事業」ではなく、従来からの私学助成を受けて「預かり保育」として実施する場合があります。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 確保方策については、保育所及び認定こども園で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人

日）

	R元年度	実施時期				
	実績見込み	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1,227 人日	1,265 人日	1,303 人日	1,341 人日	1,379 人日	1,417 人日
②確保量		1,265 人日	1,303 人日	1,341 人日	1,379 人日	1,417 人日
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：市内にある保育所及び認定こども園
- 実施方法：保育所における一時預かり事業により確保を図ります。

(9) 延長保育事業

【事業内容】保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現行の延長保育事業は、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内保育園及び認定こども園では全園実施しています。

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 確保方策については、すべての保育所及び認定こども園で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	R元年度 実績見込み	実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	485人	492人	499人	506人	513人	520人
②確保の方策		492人	499人	506人	513人	520人
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：市内にあるすべての保育所及び認定こども園

(10) 病児保育事業

【事業内容】病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	R元年度	実施時期				
	実績見込み	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日
②確保の方策		27人日	27人日	27人日	27人日	27人日
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：病児保育は「遠賀中間医師会おんが病院」、病後児保育は「さくら保育園」

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

【受給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「小学校区」とします。

【量の見込みと確保方策（全校区）】

単位：年間実人数（人）

		R元年度実績見込み		量の見込み				
		実人員	施設数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量 の 見 込 み	1年生	399 人	8か所 (6校 区)	138人	138人	138人	138人	138人
	2年生			120人	120人	120人	120人	120人
	3年生			88人	88人	88人	88人	88人
	4年生			41人	41人	41人	41人	41人
	5年生			8人	8人	8人	8人	8人
	6年生			5人	5人	5人	5人	5人
	計			400人	400人	400人	400人	400人
②確保の方策			400人	400人	400人	400人	400人	
差異 (②-①)			0	0	0	0	0	

【確保の方策】

- 実施機関：「北学童保育所」、「西学童保育所」、「東学童保育所A」、「東学童保育所B」、「南学童保育所」、「底井野学童保育所」、「中間学童保育所」

【量の見込みと確保方策（校区別）】

単位：年間実人数（人）

	R元年度 実績見込み	推計				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中間北校区	49人	49人	49人	49人	49人	49人
		49人	49人	49人	49人	49人
中間西校区	61人	61人	61人	61人	61人	61人
		61人	61人	61人	61人	61人
中間東校区	135人	136人	136人	136人	136人	136人
		136人	136人	136人	136人	136人
中間南校区	83人	83人	83人	83人	83人	83人
		83人	83人	83人	83人	83人
底井野校区	44人	44人	44人	44人	44人	44人
		44人	44人	44人	44人	44人
中間校区	27人	27人	27人	27人	27人	27人
		27人	27人	27人	27人	27人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】保護者の世帯所得の状況を勘案して、教育・保育施設等に対する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
令和元年度10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収360万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が減免されるため、新制度未移行幼稚園の利用者の該当世帯についても副食費の支給を実施します。

【確保方策】

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

5. 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 に関する福岡県が行う施策との連携

（1）子ども虐待防止対策の充実

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことを推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して福岡県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、幼稚園、保育所、認定こども園、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

2. 計画の進捗管理

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会経済情勢、国の施策動向など様々な状況の変化に適切に対応しながら、本計画の推進に努めます。

そこで、計画の推進にあたっては、中間市総合計画との整合を図りながら、「中間市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しをするなど、柔軟に対応していきます。

ニーズ調査項目

<就学前児童用>

- 問1 お住まいの地区（小学校区）は次のどちらですか。
- 問2 あて名のお子さんの生年月をご記入ください。
- 問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数をご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。
- 問4 この調査票にご回答いただいている方は、あて名のお子さんからみてどなたですか。
- 問5 この調査票にご回答いただいている方には、配偶者はいらっしゃいますか。
- 問6 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。
- 問7 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。
- 問8 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に、最も影響すると思われる環境はどれですか。（家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・その他）
- 問9 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。
- 問9-1 祖父母等の親戚にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
- 問9-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
- 問10 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また相談できる場所がありますか。
- 問10-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。
- 問11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。
- 問12 あて名のお子さんのお保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。父母それぞれについてご記入ください。
- 問12-1 就労している場合は1週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間（休憩時間、残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

問 12-2 就労している場合は家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

問 13 問 12 でパート・アルバイト等で就労していると回答した方にうかがいます。
フルタイムへの転換希望はありますか。父母それぞれについてご記入ください。

問 14 問 12 で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した方にうかがいます。
就労したいという希望はありますか。父母それぞれについてご記入ください。

問 15 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

問 15-1 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週あたり何日、1日あたり何時間（何時から何時まで）かお答えください。

（1）現在（2）希望

問 15-3 問 15 で「利用している」と回答した方にうかがいます。

現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。

問 15-4 問 15 で「利用している」と回答した方にうかがいます。

平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。

問 15-5 問 15 で「利用していない」と回答した方にうかがいます。

利用していない理由は何ですか。

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。

問 16-2 問 16 で「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「幼稚園の預かり保育」と回答し、かつそれ以外の回答をした方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。

問 17 あて名のお子さんは、現在、中間市子育て支援センター「くるり」を利用していますか。

また、おおよその利用回数をご記入ください。

問 18 子育て支援センター「くるり」について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。

また、おおよその利用回数（頻度）をご記入ください。

問 19 中間市の子育て支援事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、また、今後利用したいと思うものはありますか。

問20 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。

また、希望がある場合は、利用したい時間帯を、24時間制でご記入ください。

（1）土曜日（2）日曜日・祝日

問20-1 問20で、「月に1～2回は利用したい」と回答した方にうかがいます。月に1～2回利用したい理由は何ですか。

問21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。

また、希望がある場合は、利用したい時間帯を、24時間制でご記入ください。

問21-1 問21で、「週に数日利用したい」と回答した方にうかがいます。

休みの期間中、週に数日利用したい理由は何ですか。

問22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方にうかがいます。

この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことはありますか。

問22-1 あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は何ですか。

また、それぞれの日数もご記入ください

問22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。また、その場合の日数はどれくらいありますか。

問23 この1年間に、あて名のお子さんについて、私用、病気・通院、不定期の就労等の目的（日中の定期的な保育や病気のため以外）で不定期に利用している事業はありますか。また、1年間の利用日数（おおよそ）もご記入ください。

問23-1 現在利用していない理由は何ですか。

問24 あて名のお子さんについて、一時的な理由（私用、病気・通院、不定期の就労等）で、事業を利用したいと思いませんか。また、目的は何ですか。

問24-1 問24で「利用したい」と回答した方にうかがいます。

問24の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われませんか。（幼稚園・保育園等で子どもを保育する事業、子育て支援センター等で子どもを保育する事業、知育住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業）

問25 すべての方にうかがいます。

この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。また、あった場合は、この1年間の対処方法は何かですか。それぞれの日数もご記入ください。

問25-1 問25で「あった。（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した方にうかがいます。その場合の預けやすさはどの程度でしたか。

問26 あて名のお子さんが5歳以上の方にうかがいます。

小学校のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。また、希望する週あたり日数何日ですか。

「学童保育」と回答した場合には、利用を希望する時間もご記入ください。時間は必ず、24時間制でご記入ください。

問27 問26で「学童保育」と回答した方にうかがいます。

あて名のお子さんについて、日曜日・祝日に、学童保育の利用希望はありますか。また、利用したい時間帯を24時間制でご記入ください。

問28 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについてお答えください。また、取得していない場合には、取得していない理由をご記入ください。

問29 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヶ月又は2歳）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。

問29-1 問28で「取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

育児休業取得後、職場復帰しましたか。父母それぞれについてご記入ください。

問29-2 問29-1で「1.育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。父母それぞれについてご記入ください。

問29-3 問29-1で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何か月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何か月のときまで取りたかったですか。父母それぞれについてご記入ください。

- 問29-4 問29-1で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。
お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何か月のときまで取りたかったですか。
父母それぞれについてご記入ください。
- 問29-5 問29-1で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。
育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。
父母それぞれについてご記入ください。
- 問29-6 問29-5で「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。短時間勤務制度を利用しなかった（できなかった）理由は何ですか。
- 問29-7 問29-1で「現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。
あて名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。父母それぞれについてご記入ください。
- 問29-8 問29-3で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。
希望の時期に職場復帰しなかった理由は何ですか。
(1)「希望」より早く復帰した方 父母それぞれについてご記入ください。
(2)「希望」より遅く復帰した方 父母それぞれについてご記入ください。
- 問30 子育てを楽しんでいると感じることが多いですか。つらいと感じることが多いですか。
- 問31 心理的な点に関して、子育ての悩みはどのようなことですか。
- 問32 環境的な点に関して、子育ての悩みはどのようなことですか。
- 問33 現在、就労されている方にうかがいます。
仕事と子育てを両立するうえで困難だと感じることは何ですか。
- 問34 中間市の子育ての環境や支援の満足度について、1～5の5段階評価でお答えください。
- 問35 今後も中間市で子どもを育てたいと思いますか。
- 問36 問35でお答えいただいた理由は何ですか。ご自由にお書きください。
- 問37 子育て情報をどのように入手されていますか。
- 問38 中間市に対して、どのような子育て支援の充実を求めて欲しいと期待していますか。
- 問39 最後に、子育て環境や支援に関してご意見・ご要望がございましたら、お書きください。

<小学生用>

- 問1 お住まいの地区（小学校区）は次のどちらですか。
- 問2 あて名のお子さんの生年月月をご記入ください。
- 問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数をご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。
- 問4 この調査票にご回答いただいている方は、あて名のお子さんからみてどなたですか。
- 問5 この調査票にご回答いただいている方には、配偶者はいらっしゃいますか。
- 問6 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。
- 問7 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。
- 問7-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
- 問7-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
- 問8 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また相談できる場所がありますか。
- 問8-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。
- 問9 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。
- 問10 あて名のお子さんの子育ての現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。父母それぞれについてご記入ください。
- 問10-1 就労している場合は1週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間（休憩時間、残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
- 問10-2 就労している場合は家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
- 問11 問10 でパート・アルバイト等で就労していると回答した方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。父母それぞれについてご記入ください。
- 問12 問10 で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。父母それぞれについてご記入ください。
- 問13 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。

- 問 13-1 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかった場合の対処方法は何ですか。また、それぞれの日数もご記入ください。
- 問 13-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。また、その場合の日数はどれくらいありますか。
- 問 14 あて名のお子さんについて、一時的な理由（私用、病気・通院、不定期の就労等）で、事業を利用したいと思いませんか。また、目的は何ですか。必要な日数をご記入ください。
- 問 15 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。また、あった場合は、この1年間の対処方法は何ですか。それぞれの日数もご記入ください。
- 問 15-1 問 15 で「あった。（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した方にかがいます。その場合の預けやすさはどの程度でしたか。
- 問 16 あて名のお子さんについて、小学校のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いませんか。また、希望する週あたり日数は何日ですか。「学童保育」と回答した場合には、利用を希望する時間もご記入ください。
- 問 17 問 16で「学童保育」と回答した方にかがいます。
あて名のお子さんについて、日曜日・祝日に、学童保育の利用希望はありますか。
- 問 18 あて名のお子さんの学童保育の利用状況についてにかがいます。
平日・土曜日それぞれについてご記入ください。
- 問 18（1） 現在、利用していますか。
- 問 18（1）-1 学童保育を利用していない主な理由は何ですか。
- 問 19 子育てを楽しんでいることが多いですか。つらいと感じることが多いですか。
- 問 20 心理的な点に関して、子育ての悩みはどのようなことですか。
- 問 21 環境的な点に関して、子育ての悩みはどのようなことですか。
- 問 22 現在、就労されている方にかがいます。仕事と子育てを両立するうえで困難だと感じることは何ですか。
- 問 23 中間市の子育ての環境や支援の満足度について、1～5の5段階評価でお答えください。
(満足度が低い 1 ←————→ 5 満足度が高い)
- 問 24 今後も中間市で子どもを育てたいと思いませんか。
- 問 25 問 24でお答えいただいた理由は何ですか。ご自由にお書きください。
- 問 26 子育て情報をどのように入手されていますか。
- 問 27 中間市に対して、どのような子育て支援の充実を求めて欲しいと期待していますか。
- 問 28 最後に、教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関してご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

○中間市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第24号

中間市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号第に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員会で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て会議及び臨時委員の中から、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会において準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

((中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部改正))

2 (略)

第二期中間市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 中間市 保健福祉部 こども未来課

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電話：093-244-1111（代表） ファックス：093-245-5598

ホームページ：<http://www.city.nakama.lg.jp/>

